

今後の公共施設配置のあり方について

～第五期基本構想・長期計画のたたき台～

平成22年11月

武蔵野市公共施設配置の在り方検討委員会

目 次

はじめに	1
I 公共施設を取り巻く状況と課題	2
(1) 施設の老朽化	2
(2) 行政需要の変化	2
(3) 厳しい財政状況と新たな政策課題への対応	3
(4) 未利用・低利用財産の有効活用	3
(5) 公共施設建て替えの制約	3
II いままでの公共施設配置の考え方	4
(1) 武蔵野市基本構想・長期計画（昭和46～55年度）	4
(2) 第二期基本構想・長期計画（昭和56～67年度）	4
(3) 第二期長期計画第一次調整計画（昭和60～65年度）	5
(4) 第三期長期計画以降	5
III 今後の市民施設ネットワーク	6
(1) 三層構造	6
(2) 三層の各レベルにおける計画	6
① コミュニティレベル	6
② 地区（三圏域）レベル	7
③ 全市レベル	7
IV 公共施設配置の原則	8
(1) 施設総量の抑制	8
(2) 施設の計画的な維持更新	9
(3) 施設更新のための土地活用	9
(4) 対象とする土地及び建物	10
V 個別施設についての方向性	11
(1) 武蔵野公会堂	11
(2) 吉祥寺美術館音楽室	11
(3) 本宿子どもクラブ	12
(4) 下水道ポンプ場跡地	12

(5) 有里寿駐車場/西友吉祥寺店駐車場	13
(6) 吉祥寺東部地区自転車駐車場	13
(7) 本町コミュニティセンター	14
(8) 旧泉幼稚園跡地	15
(9) 中央市政センター	16
(10) 中町第1駐輪場/中町第2・一時駐輪場	16
(11) 中央コミュニティセンター	17
(12) 旧中央図書館跡地	17
(13) 八幡町コミュニティセンター移転後跡地	17
(14) 市営西久保住宅跡地	18
(15) 西部図書館	18
(16) 桜堤児童館	18
(17) 境市政センター（ヒューマンネットワークセンター含む）	19
(18) 市民会館	20
(19) くぬぎ園	21
(20) 桜堤調理場	21
(21) 旧桜堤小学校	22

武蔵野市公共施設等配置図

参考資料 1	1
--------	---

はじめに

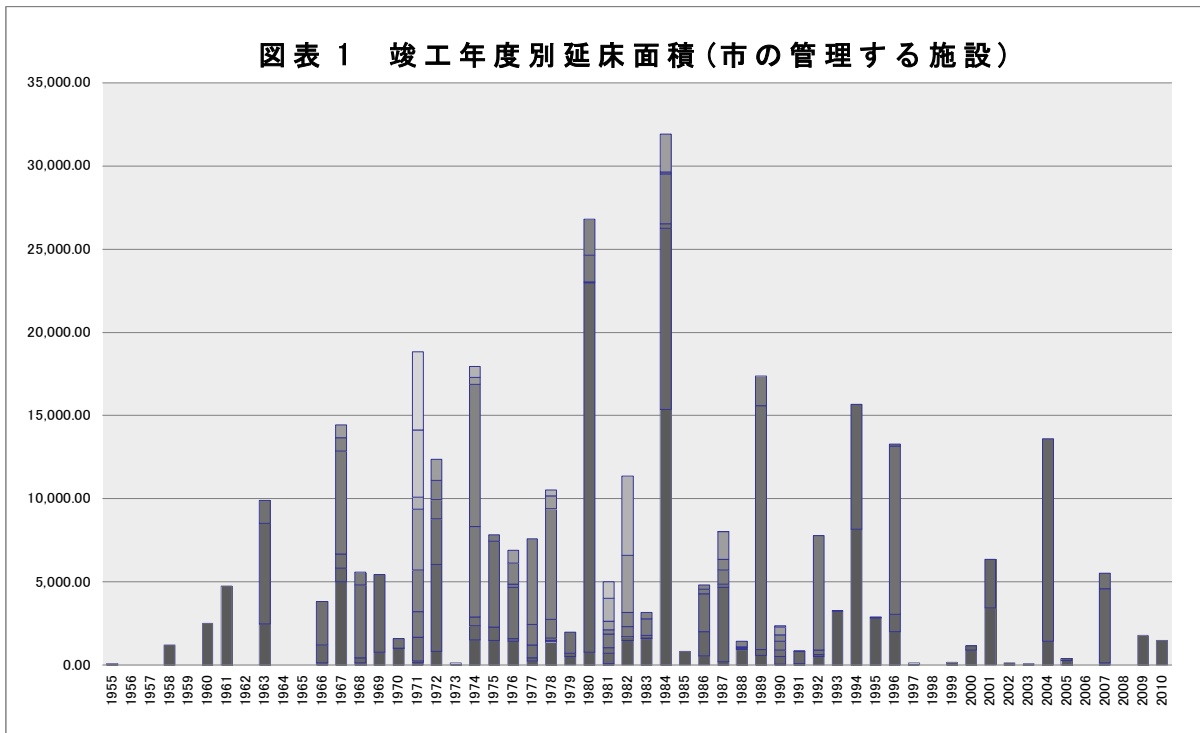
本市における市民施設は、武蔵野市基本構想長期計画で示された次のような考え方を継承し配置されてきた。その基本となる考え方は、市民の生活空間を、地域生活単位としての「コミュニティレベル」、より広い交流を図る場としての三駅の「駅勢圏レベル」、さらに市域全域を対象とする「市全域レベル」の三層のレベルを想定し、どのレベルに配置すべき施設であるかを位置づけた上で計画的に配置していくというものである。さらに、市民施設の設置にあたっては単一目的の施設建設をできるだけ避けるとともに、民間施設の活用も積極的に図るという考えである。これらの考え方により、コミュニティセンターや図書館をはじめとする市民施設が効率的、効果的に配置されてきた。

一方で、時代の変化とともに市民生活に必要なとされる施設は増加し、求められる機能は多様化した。それに対応するために施設の充実を進めてきた結果、福祉施設や市民施設などの公共施設は130施設以上を数え、総床面積は32万㎡に達している。これらの公共施設には昭和30～40年代に建築された施設も多く、その更新は「第三次武蔵野市行政改革を推進するための基本方針」に掲げた都市インフラのリニューアルとともに、今後の市政運営の大きな課題となっている。

加えて、少子高齢化の進展等により今後予想される行政需要の増大や新たな政策課題への対応も想定される中で、現有資産をできる限り有効に活用しながら、持続可能な都市を維持していくことが求められている。

公共施設配置の検討は、施設配置のあるべき姿や各々の用地を何に利用すべきかという観点からのみで検討できるものではなく、公共施設の配置により解決すべき公共課題は何かという観点を基軸に、現在の施設の配置の状況や未利用地・低利用地の状況を踏まえながら総合的に検討していく必要がある。

そこで、本委員会においては、限られた財源の中で、30～40年先を見据えた公共施設の適正な配置を行っていくため、保有する既存の施設ストックを機能と必要性の観点から把握し、今後必要と考えられる施設サービスを整理した上で、未利用地・低利用地の活用のあり方を踏まえ、第五期基本構想・長期計画策定のたたき台として、公共施設配置の原則と個々の施設の今後のあり方について検討を行った。



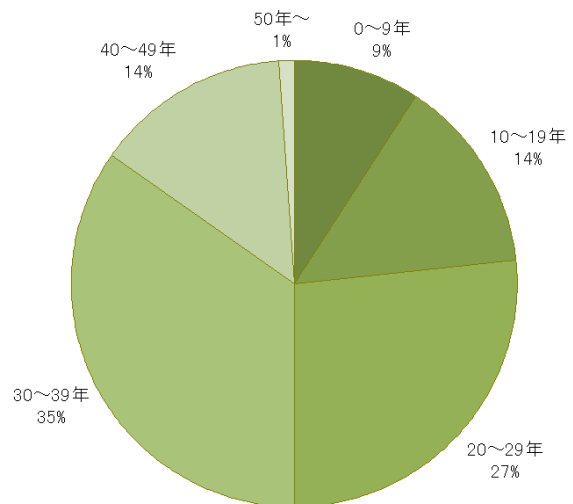
* ただし、松露庵は除く。

I 公共施設を取り巻く状況と課題

(1) 施設の老朽化

本市の公共施設は、昭和 30 年代に公会堂や一部の学校校舎が整備され、以降、学校や保育園、コミュニティセンター等が急速に整備された。このため、すでに本市の公共施設の半数は 30 年以上経過しており、20 年後には、築 40 年以上の建物が約 8 割近くを占めることとなる。

図表 2 建築経過年（平成22年現在）



(2) 行政需要の変化

公共施設は、必要な行政サービスを効果的に提供するために設置されたものであるが、必要な施設は、量的には概ね充足していると言える。しかし、建築当初に想定した目的や用途が、時代の変化とともに、市の施策の中で優先度が低下したり、求められるサービス内容に変化が生じている。

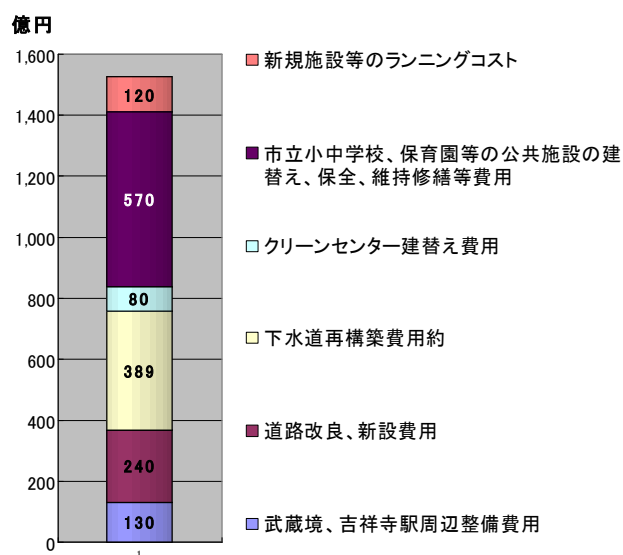
(3) 厳しい財政状況と新たな政策課題への対応

税収の増額は見込めないにもかかわらず、道路、下水道といった都市インフラの更新、多くの公共施設の維持管理やリニューアルに対して多額の経費が見込まれているとともに、増大する行政需要や新たな行政課題への対応が必要になっている。

図表 3 今後 20 年間に見込まれる大型投資等の推計

(水道事業会計分は除く)

《第三次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針》より引用



(4) 未利用・低利用財産の有効活用

本市においてはこれまで、過密都市においては困難な公共用地の先行取得に取り組み、資産価値が高いまとまった資産を有している。そのうち、一部の財産について、使用目的が明確でない未利用地や、低利用・暫定利用等により有効に活用されていない状況がある。

(5) 公共施設建て替えの制約

今後、多くの施設において公共施設の更新を行うこととなる。既存施設が立地している同一敷地での建て替えが前提となると、既存建物の取り壊しの後に新たな施設を建築しなければならない、行政サービスが一時停止することとなり、福祉施設等では影響が大きく、更新そのものが困難になることも考えられる。

仮設施設での業務を継続しながら建て替えを行うことも考えられるが、仮設用敷地と仮設費用の負担が発生することになる。

Ⅱこれまでの公共施設配置の考え方

(1) 武蔵野市基本構想・長期計画（昭和46～55年度）

本市においては、第一期の基本構想・長期計画において、コミュニティを市民生活の基礎単位とする位置づけを行った。次に、コミュニティを基礎とし、より広い交流をはかる場として、三駅の駅勢圏を前提に三つの地区を構想し、さらに市の全域を加え、三層からなる地域生活単位に応じて、それぞれに必要な施設を配置する、市民施設のネットワークの構築を掲げた。

また、市民施設のネットワークの具体化のために留意する点として、用地の先行取得の必要性とともに、大型会館の建設にあたっては、多目的利用を考え、婦人会館、教育会館、労働会館などの単一目的の会館の建設をできるだけさけることも掲げている。

(2) 第二期基本構想・長期計画（昭和56～67年度）

第二期基本構想・長期計画においては、三層構造を前提とした前長期計画における市民施設のネットワーク計画が、現実にはコミュニティレベルの整備が中心であったことから、三層構造の再編整備を掲げ、あらためて各層に必要な施設が構想された。

図表4 市民施設の再編整備と三層構造

地域施設区分	コミュニティレベル	3圏域レベル	全市レベル
施設の種類別	○学校 ○保育園 ○コミュニティセンター ○児童公園、児童遊園	○市民会館 ○図書館分館 ○体育館 ○運動公園	
具体的事業・市民施設	1 学校開放の強力推進 2 コミュニティセンターの中央地区の開設 3 コミュニティセンターの吉祥寺南地区（御殿山）の開設 4 コミュニティセンターの関前・桜堤1丁目地区の新設 5 コミュニティセンターの吉祥寺南地区の新設	1 武蔵境市民会館（現武蔵野市民会館）の改築 2 吉祥寺市民会館（現武蔵野公会堂）の改築 3 図書館の本館・西部分館・東部分館の開設の検討 4 総合体育館の建設（東部・西部は吉祥寺市民会館、武蔵境市民会館と併設） 5 屋外運動場としての運動公園を圏内に整備	1 市民ホールの建設 2 郷土資料館の建設 3 総合教育センターの建設 4 老人福祉会館（現福祉会館）の改築 5 障害者福祉センターの開設 6 市民美術展示場の設置 7 市民健康センターの設置について検討

（「第二期基本構想・長期計画 第4章 計画の重点施策 1. 5つの優先事業

（4）市民施設の新ネットワークの形成」より）

※参考 第二期基本構想・長期計画において「市民施設の三層構造」に位置付けられているが未設置（未改装）の施設はつぎのとおり。

3 圏域レベル	全市レベル
1 吉祥寺市民会館（現武蔵野公会堂）の改築	1 郷土資料館
2 東部・西部地区への体育館	2 総合教育センター
3 屋外運動場としての運動公園を圏内に整備	

(3) 第二期長期計画第一次調整計画（昭和 60～65 年度）

「（前略）市政や市民活動の活発な展開に必要な施設は、後述の重点事業のものづくりや、個別項目のなかに含まれているものを除いて、一通り出そろったものと考えられる。そこで今後は、施設の建設は抑制基調とし、むしろ既存の施設を効率的に活用すること、その中身を充実させていくことに努めていくことにする。」とし、大枠での施設整備の完了とともに、施設の建設を抑制基調とする方向性を示した。

(4) 第三期長期計画以降

市民活動に必要な基本的な施設は整備され、第三期長期計画以降、「優先事業」として個別の目的を持った施設整備の記述はあるものの、三層構造の考え方に基づく施設整備はうまく機能してきたと考えられる。しかし、これまでコミュニティセンターを多目的施設として利用してきたが、市民活動の広がりや、新たな政策課題の出現等もあり、それではまかないきれない機能も必要とされ、テンミリオンハウスや 0123 施設等個別の目的を持った施設の整備が進められた。

しかし、第四期長期計画になると、施設整備に関し「つくる時代から使う時代」という言葉とともに、公共施設の計画的整備が課題となってきた。今後、この先の建替え時期を見据え、これらの多様な施設のあり方を整理しておく必要がある。

また、現在、ファシリティマネジメント（FM）の導入により、適正な維持管理を実施することで施設の延命化を図り、施設の有効活用に努めているが、さらに、施設マネジメント白書の作成などにより、施設を「総合的に」把握し、全体最適を図っていく必要がある。

Ⅲ 今後の市民施設ネットワーク

(1) 三層構造

コミュニティレベル、三圏域レベル、全市レベル各々の生活空間において必要な施設を配置する三層構造の考え方は基本的に維持していくこととし、今後、新たな機能を有する施設を設置する場合は、三層構造への位置づけを明確にしたうえで実施する。

ただし、待機者等の状況に応じて配置の必要な、保育園を含む福祉施設や駐輪場、及び徒歩圏内への配置を前提に整備を進めている公園については、個別計画において適切な配置を計画するものとする。

また、広域化によるスケールメリットが見込まれるものについては、周辺自治体との広域化、共同化も視野に入れ検討するとともに四市行政連絡協議会等、周辺自治体施設との相互利用を推進する。

(2) 三層の各レベルにおける計画

① コミュニティレベル

- ・ 本市においては、地域生活単位としてコミュニティを構想し、市は市民のコミュニティづくりのために、必要な市民施設を整備してきた。一方、既存施設とは別に高齢者や親子、青少年の「居場所」がつかれないかという意見がある。広い意味での「居場所」については民間施設も含め様々な施設が考えられるが、市の公共施設として求められているこのような機能は、本来コミュニティセンターが担うべき機能であり、地域の課題解決にあたっては、今後もコミュニティセンターがその中核を担っていく必要があることに変わりはない。コミュニティセンターが、改めて地域の人々が出会い、集まり、交流する場として、また、多様な市民活動の拠点として、時代の要請に応じた多目的な利用が図れるよう、各々のコミュニティの要請に応じてリノベーションを進めることとする。
- ・ 市民会館については、境、境南町東部地区が、コミュニティセンターへのアクセスが困難な地域であることを踏まえ、廃止する図書室スペースを地域開放型の集会スペースとして活用する。（「Ⅵ個別施設についての方向性」参照）。
- ・ テンミリオンハウスについては、「地域の人材又は建物を有効に活用」という観点で、土地建物の提供の申し出があった際、既存の高齢者在宅支援施設の配置も勘案して配置する。その際、

最大でも地域社協の配置地域ごとに1ヶ所ずつとする。

- ・ 子どもクラブ機能については、校内移転を完了する。

②地区（三圏域）レベル

- ・ 現在、実態として三圏域施設として機能している市政センターについては、自動交付機によるサービスや休日夜間開庁の状況等を踏まえて、市役所全体の窓口サービスのあり方を検討していく中で、市政センターのあるべき姿についても改めて整理した上で、適切な施設配置を検討する。
- ・ 三圏域レベルに必置の施設として、0123施設及びこどもテニスマリオンハウスを位置づける。
- ・ 公会堂については、吉祥寺駅周辺の他の公共施設の再配置を検討する中で、現行の機能の必要性を精査した上で、建替えを検討する（「VI個別施設についての方向性」参照）。
- ・ 健康の維持・増進のみならず、スポーツを通じた仲間づくり、地域づくりという観点からも、地域で手軽に運動が行える場が求められている。そこで、武蔵境圏に、従来からの懸案である運動公園を設置する（「VI個別施設についての方向性」参照）。体育館については、旧桜堤小体育館を使用する。吉祥寺圏については、現時点では用地の確保が困難であるが、将来的には、土地の有効活用等により、配置を検討する。

③全市レベル

- ・ 既存施設のうち、コミュニティレベル、三圏域レベルとした施設及び個別計画で配置を計画することとした施設(7P・IV(1)三層構造)以外については、原則として全市レベルの施設に位置づける。
- ・ 新たな行政需要に伴うサービスの提供に際し、「公共施設配置の原則」に沿って新たに施設を設置する場合は、コミュニティや三圏域に設置する必要があると認められる場合を除き、全市レベルの施設として位置づける。
- ・ 全市レベルにおいて、必要とされる施設のうち、周辺自治体との広域化、共同化に拠る方が、その施策目的の達成に有効な場合は、周辺自治体への施設設置を検討する。
- ・ 歴史資料館を開設する（「VI個別施設についての方向性」参照）。

IV 公共施設配置の原則

これまで計画的に築き上げてきた多様な施設を、今後も市民参加、市民文化の基本施設として、また、市民の社会生活を支える基盤として役立てられるよう、公共施設の更新を着実に実施し、維持していかねばならない。また、新たな行政需要に対してもサービス提供を行い、施設を通じた行政サービスを継続して提供していく必要がある。そこで、「公共施設配置の原則」を定めることとし、公共施設の新築や改築を実施する場合は、本原則に基づき行うものとする。

本原則においては、所有している土地を有効に活用することで、公共施設の再配置を行うことを基本とする。

これにより、30～40年先を見据えた、必要な公共施設の適正配置を行う。

(1) 施設総量の抑制

今後、公共施設による行政サービスの提供に際しては、現在ある施設の活用、転用及び複合化を基本とし、施設の総量を抑制していく。

- ① 新たな行政需要に伴うサービスの提供に際しては、現在ある施設の活用、転用を基本とし、原則として新規の施設建築は行わない。これにより、施設の総量を抑制していく。
- ② 新規施設の設置を検討する場合には、政策目的、実現手段を明確にしたうえで、既存の他施設との統合や複合化を含めて検討することとし、そのランニングコストを含めた経費や施設設置の政策効果についても事前に検討する。
- ③ 建て替えを検討する場合は、施設が提供するサービス継続の必要性を精査した上で、既存の他施設との統合や複合化を含めて検討する。
- ④ 新設、建て替えを行うにあたっては、サービス提供に必要な機能を精査し、施設の規模を抑制していく。
- ⑤ 用途の役割を終えた施設やその機能に重複がある場合については、廃止・統合を検討する。
- ⑥ その他の施設においても、施設の必要性や維持管理経費等を考慮し必要に応じて廃止・統合を検討する。
- ⑦ 廃止・統合が可能な借地、借家施設については、返却を進めることで経常経費を節減する。
- ⑧ 本市単独で設置するには非効率であるなど、広域化によるスケ

ールメリットが見込まれる業務については、その機能と市民の利便性を踏まえたうえで、周辺自治体との広域化、共同化も視野に入れ施設配置を検討する。

(2) 施設の計画的な維持更新

継続して活用する施設においては、維持・修繕を計画的に実施し、できる限り延命化を図る。その上で、財源との整合を図りながら計画的に更新を行う。特に、コミュニティセンターについては、必要に応じてリノベーションを行うことで、今後も地域の中核施設として、時代の変化にあわせた活用を図るものとする。

なお、更新を行う際は、施設総量の抑制の原則に沿ってスクラップアンドビルドの検討を行う。

(3) 施設更新のための土地活用

市が保有する土地を、施設更新のための建て替え用地として活用することで、既存施設における行政サービスを継続しながら新たな土地に施設を建設していく。施設完成後、施設が移転した空地については、他の施設の建て替え用地として活用することで、仮設用地の確保や仮設建物の設置に伴う時間や費用を節減し、コストパフォーマンスに優れた都市のリニューアルを着実に実行していく。

- ① 今後更新が必要となる施設の規模や用途を精査した上で、施設建設に活用が見込める土地(未利用・低利用地)については、施設更新のための建て替え用地として使用することを原則とする。
- ② ①による活用が困難と考えられる土地についても、公園・緑地の新設拡充やコミュニティにおける課題解決に向けた活用を検討するものとする。
- ③ 長期的な視点で見ても活用の見込めない未利用地については、売却等を検討し、収入の確保を図る。
- ④ 売却等によって得られる収入については、新たな建て替え用地の取得等に活用できるよう、原則として、公共施設整備基金に繰り入れるものとする。

(4)対象とする土地及び建物

本原則の対象とする土地及び建物は、以下のとおりとする。

- ①本市の所有する公有財産の内、土地及び建物。
- ②本市が借用している土地及び建物。
- ③土地開発公社の所有する土地。
- ④建て替え用地を活用し、施設更新時においても公共サービスの提供を担保すべき施設は、特別養護老人ホーム等の入所施設や学校、保育所等、他の施設ではその機能を代替できない施設に限るものとする。
- ⑤民間が運営する保育所や福祉施設等についても、提供するサービスの公共性、サービス継続の必要性等を勘案したうえで、建替え用地の活用の対象とする。

V 個別施設についての方向性

用途の廃止が予定されている施設、施設の老朽化やバリアフリー等に課題のある施設、主要な未利用地等について、以下のとおり委員会としての方向性を検討した。

(1) 武蔵野公会堂

【区分】集会施設 【三層構造】三圏域 【設置年】昭和 38 年度

【敷地】1871.55 m² 【延床】2488.44 m² 【用途地域】商業 80/600

【現況】ホール 350 席(固定席)、会議室 45 名×4 室、24 名×1 室、18 名×1 室

【課題】

- ・老朽化、バリアフリー化。
- ・吉祥寺駅前という好立地にあり、利用率も高い(ホール 85%)。

【計画等記述】

(第四期調整計画)今後、公会堂のあり方について、建替えも含めて研究を行う。

(吉祥寺グランドデザイン)施設が古くなりつつある武蔵野公会堂に関する将来展望の確立。

(「NEXT-吉祥寺」)老朽化対策やバリアフリー対応を図るため、建替えを視野に入れた、市有地の利活用を検討する。

【検討委員会における結論】⇒IV原則(2)施設の計画的な維持更新。

老朽化対策やバリアフリー対応を図るため、吉祥寺駅周辺の公共施設全体の再配置を進める中で、必要な機能を精査した上で、建替えを検討する。

(2) 吉祥寺美術館音楽室

【区分】集会施設 【三層構造】 — 【設置年】平成 13 年度

【敷地】 — 【延床】150 m²

【現況】F.Fビル7階 吉祥寺美術館内

※振動、大音響等により、吉祥寺美術館館内での使用に適当でないと認められるもの(打楽器、電気系統の楽器等)の使用は不可。

【課題】

- ・美術館の展示室が狭く、パッケージの企画展示が出来ない等、自主企画の制限も大きく、美術館の機能が制限されている。
- ・音楽室出入りの際の音漏れや出入りする人の声や音等、展示室の静寂が守れない。

【計画等記述】

(第四期調整計画)吉祥寺美術館は、今後、魅力ある企画を充実させ、一層の活用を図るため、企画展示室の拡張や設備面の充実など様々な角度からあり方を検討する。

(平成 21 年度個別事務事業評価)美術館の拡充の可否とあわせて、音楽室の移転又は廃止について検討していく。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制－①、－⑤。

美術館の拡充の可否とあわせて、音楽室の移転又は廃止を検討する。

(3)本宿子どもクラブ

【区分】こども施設 **【三層構造】**コミュニティ **【設置年】**昭和 56 年度

【敷地】350.88 m² **【延床】**106.03 m²

【用途地域】第一種低層住居専用 40/80

【現況】2 階本宿子どもクラブ、1階老人クラブ等の団体が年に数回利用。
本宿東公園(都市公園)に隣接。

【課題】

・唯一残った学校外クラブで、校内移転が想定される。

・1 階利用団体への対応。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(2)施設の計画的な維持更新、(3)土地活用－②。

校内移転を行った後、建物は解体し、本宿東公園を拡張する。

(4)下水道ポンプ場跡地

【区分】未利用地・低利用地 **【三層構造】** — **【設置年】** —

【敷地】2099.87 m² **【用途地域】**第一種低層住居専用 40/80

【現況】行政財産(下水道施設)、本田東公園と一体的に仮設の下水ポンプ場公園として活用中。

普通財産(宅地分)、住宅 2 棟あり(敷地面積未算入)。

【課題】 用途未定

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(3)土地活用－②。

本田東公園を拡張し、仮設公園部分についても都市公園とする。

(5) 有里寿駐車場/西友吉祥寺店駐車場

【区分】未利用地・低利用地 【三層構造】 — 【設置年】 —

【敷地】851.41 m² / 1933.33 m² 【用途地域】第一種低層住居専用
50/150

【現況】

- ・有里寿駐車場→平成 22 年度荷捌き施設と駐輪場の共同施設開設
- ・西友吉祥寺店駐車場

【課題】

平成 22 年度荷捌き施設と駐輪場の共同施設が開設されるが、運営想定期間の 10 年後の活用については、今後の課題。

【計画等】

(第四期調整計画)

吉祥寺圏の都市基盤整備：駐輪場の確保は、長年の懸案であり、公共用地の立体利用や地下空間利用など抜本的な対策を検討する。

(「NEXT-吉祥寺」)

西友・有里寿駐車場を拠点とした地下駐車場構想については一時棚上げとするなど(略)、駅・軸・エリアの整備を組み合わせで展開します。

荷捌き車両対策 ・有里寿駐車場に共同荷捌き場を整備する。

自転車駐車場対策 ・有里寿駐車場に自転車駐車場を整備する。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(3)土地活用-①。

当面は、荷捌き施設と駐輪場の共同施設として活用する。長期的には、吉祥寺駅周辺の公共施設全体の再配置を進める中で活用方法を検討する。

(6) 吉祥寺東部地区自転車駐車場

【区分】未利用地・低利用地 【三層構造】(駅周辺)【設置年】

【用途地域】商業 80/600

【現況】【敷地】

- ・自転車駐車場 : 吉祥寺大通り東 294.39 m²
- ・暫定自転車駐車場 : 吉祥寺大通り東第 4(借地)167.79 m²、吉祥寺大通り東第 3 97.58 m²、吉祥寺東 210.24 m²、吉祥寺第 3 364.8 m²

【課題】

まちづくり種地として取得。今後も駐輪場としての需要は大きい。

【計画等記述】

(第4期調整計画)将来ビジョンとして地元関係者が中心となって策定を進めている地区計画を基礎として、市有地の活用も含め、新たなまちづくりへの歩みを支援していく。

(「NEXT－吉祥寺」)現在暫定自転車駐車場として利用している低未利用地の高度利用化、居住環境の改善、エリアの活性化等を目指し、近隣地権者との共同ビル化も視野に入れ、利活用方策を検討する。都市整備の代替地もしくは代替床など、様々な角度から検討する。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(3)土地活用－①。

吉祥寺駅周辺の公共施設全体の再配置を進める中で、高度利用による吉祥寺駅周辺の駐輪スペースを確保した上で、周辺土地の取得や近隣地権者との共同ビル化も視野に入れ、公共施設建替え用地として活用を図る。

(7)本町コミュニティセンター

【区分】集会施設 【三層構造】コミュニティ 【設置年】昭和54年度

【敷地】267.76㎡ 【延床】507.02㎡ 【用途地域】商業80/600

【現況】コミュニティセンター

【課題】手狭、バリアフリーへの対応困難。(EV物理的に設置スペースが無い。階段昇降機も、防火シャッターがあり設置困難。)

【計画等記述】

(第4期調整計画)コミュニティセンターの中には、(略)設備の改善や、一層のバリアフリー化が必要とされているものがある。これらについては、対策を検討し、計画的に改善を図っていく。

(第6期コミュニティ市民委員会)エレベーターがない施設や、老朽化した施設など、施設・設備の改善が必要なものもあることから、財政的な制約や将来的な人口減少なども踏まえつつ、計画的に改善を図っていくことが必要である。

(「NEXT－吉祥寺」)(略)本町コミュニティセンターの老朽化対策やバリアフリー対策を図るため、建替えを視野に入れた、市有地の利活用方策を検討する。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(2)施設の計画的な維持更新。

検討中の地区計画も踏まえ、暫定駐輪場として活用している土地を含め、吉祥寺駅周辺の公共施設全体の再配置を検討する中で、建て替えを検討する。

(8)旧泉幼稚園跡地

【区分】未利用地・低利用地 【三層構造】 — 【設置年】 —

【敷地】1813.53 ㎡ 【用途地域】第一種低層住居専用 50/100、第一種住居 60/200

【現況】

- ・更地(跡地利用の計画が定まるまでの間、暫定的な利用ができるよう、整地工事等を実施。)
- ・「泉幼稚園跡地利用を考える会実行委員会」による子どもに関わるイベント、及び井之頭小学校による一時使用。

【課題】

- ・平成 20 年5月より、市内に「泉幼稚園跡地利用検討委員会」を設置し、全市的な視点から、どのような施設が必要か検討中。
- ・吉祥寺西コミュニティセンターにある学童クラブ(108.7 ㎡)が、学校内へ移転した。地域では、移転後の施設活用についても検討中である。

【計画等記述】

(第四期調整計画)泉幼稚園跡地については、幅広い子育て支援機能を有する施設を中心として利用のあり方の検討を進める。

(第三次子どもプラン)樹木や果樹を活かした敷地の中に、泉文庫の図書を活かし、乳幼児とその親、若者や高齢者などの交流ができるひろばをもつ子育て支援施設について検討します。(略)施設開設までの間は、暫定的な利用を継続します。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制—②、④。

地域における課題の解決にあたり、吉祥寺西コミュニティセンター(学童クラブ跡)の今後の機能と本跡地における機能との役割分担について検討を進め、本施設に必要な機能を明確にしたうえで、泉文庫と樹木を活かし、保育サービス機能を有する民間の子育て支援施設及び公園として活用する。

(9) 中央市政センター

【区分】行政施設 【三層構造】 — 【設置年】平成 2 年度

【敷地】333.84 m² 【延床】371.76 m² 【用途地域】商業 80/600

【現況】1 階 中央市政センター、2 階 会議室、歴史資料館開設準備事務所。

【課題】

- ・市政センターは、三層構造に位置づけられていない。本庁舎との関係整理。
- ・歴史資料館開設準備担当事務所は、平成 22 年度末で、百年史続編編さん終了予定。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(2)施設の計画的な維持更新、(3)土地活用-①。

当面継続して使用することとするが、長期的には、市政センターの機能を改めて整理(8p②)地区(三圏域)レベル参照)した上で、中央市政センターの位置づけについても明確にする。

歴史資料館開設準備担当事務所については、西部図書館施設へ移転する。その後の施設の活用については、三鷹駅周辺の市有地、公共施設全体の効率的な利用を進める中で検討する。

(10) 中町第 1 駐輪場 / 中町第 2・一時駐輪場

【区分】未利用地・低利用地 【三層構造】 — 【設置年】

【敷地】第1-1141.63 m² 【用途地域】商業 80/500

【敷地】第2・一時-1905.55 m² 【用途地域】商業 80/600

【現況】駐輪場、行政財産(その他の公共用施設)。

【課題】

- ・駅周辺の一等地としては、平置き駐輪場のみの活用で、有効活用できていない。(中町第 1 駐輪場:平置き・約 1,800 台、中町第 2・一時駐輪場:平置き・約 1,500 台)
- ・自転車駐車場の不足。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(3)土地活用-①。

三鷹駅周辺の市有地、公共施設全体の効率的な利用を進める中において、三鷹駅周辺に必要な駐輪スペースを確保した上で、民間活力の導入を含めて検討し、高度利用による土地活用を図る。

(11) 中央コミュニティセンター

【区分】集会施設 【三層構造】コミュニティ 【設置年】昭和 49 年度
【敷地】978.00 m² 【延床】1357.98 m² 【用途地域】第一種住居 60/200
【現況】旧市庁舎を活用したコミュニティセンター
【課題】
・バリアフリー、エレベーターの設置が出来ない。(階段昇降機設置)
・耐震 市基準未達成。
(シルバー人材センター)【設置年】昭和 56 年度(鉄骨造)
【敷地】1196.51 m² 【延床】835.58 m²

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(2)施設の計画的な維持更新、(3)土地活用-①。

当面継続して使用することとするが、長期的には、コミセンとシルバー人材センターの敷地の一体的な活用を検討する。

(12) 旧中央図書館跡地

【区分】未利用地・低利用地 【三層構造】 - 【設置年】 -
【敷地】2066.2 m² 【用途地域】第一種住居 60/200
【現況】更地、普通財産(その他の施設用地)
【課題】普通財産(その他の施設用地)、用途未定。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(3)土地活用-①。

公共施設建て替え用地として活用する。

(13) 八幡町コミュニティセンター移転後跡地

【区分】未利用地・低利用地 【三層構造】 - 【設置年】昭和 54 年度
【敷地】199.14 m² 【延床】196.80 m²(現行施設) 【用途地域】第一種低層住居専用 50/100
【現況】コミュニティセンター
【課題】コミュニティセンターの移転。新館開館は 24 年度中が目途。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(3)土地活用-②。

公園用地として活用する。

(14) 市営西久保住宅跡地

【区分】未利用地・低利用地 【三層構造】 —

【敷地】843.18 m² 【用途地域】準工業 60/200

【現況】更地。地下に防火水槽。

【課題】用途未定

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(3)土地活用-①。

公共施設建替用地として活用する。

(15) 西部図書館

【区分】教育施設 【三層構造】三圏域 【設置年】昭和 57 年度

【敷地】1138.93 m² 所有地 【延床】999.26 m² 都建物 【用途地域】第一種低層住居専用 40/80、第二種中高層住居専用 60/200

【現況】図書館

【課題】

・平成 23 年 3 月末図書館閉館。

・耐震未診断。

・保存期間満了の公文書及び民俗資料は、旧桜堤小で保存している(本章(20)桜堤小学校—「校舎については解体し、体育館とともに運動公園として利用を図る」としている。)

【計画等記述】

(四長調整計画)「廃止後の施設のあり方については、都と協議を行い、今後の検討を行う。」

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制-①。

歴史資料館(公文書・民俗資料等)として活用する。その際、保存していくべき資料を厳選していく。

また、資料の閲覧の他、市民の利用可能なスペースを確保する。

(16) 桜堤児童館

【区分】 — 【三層構造】 — 【設置年】昭和 57 年度

【敷地】940.06 m² UR 都市機構 【延床】596.38 m² 【用途地域】第一種中高層住居専用 60/200

【現況】児童館

【課題】

- ・西部地域の乳幼児とその親の利用が中心になっている。
- ・地域子ども館との役割の整理。
- ・周辺地域でマンション開発が行われており、平成 24 年 3 月には 660 戸（その他工期未定分 149 戸有）、が供給される予定。
- ・平成 24 年度については、施設の一部を「プレ子ども園」として使用する予定。
- ・桜堤地区地区計画有

【計画等記述】

（四長調整計画）

地域子育て支援や保育サービス施設への転用を含めた検討を行い、施設の有効活用を図る。

0123 施設の新設や既存施設の再編など、特に武蔵境圏の施設整備の具体的検討を進める。

（第三次子どもプラン）

桜堤児童館の果たしている役割を 0123 施設、認定こども園、地域子ども館あそべえ、武蔵野プレイスなどに移すことにより、全市的に発展的に展開していくことを検討します。

桜堤児童館の役割を各施設に移すことができた後に、0123 施設に転用して 0123 境（仮称）を設置することを検討していきます。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制－①。

0123 施設として活用する。ただし、1 フロアは、平成 24 年度については「プレこども園」として使用することとし、その後については、周辺地域における保育需要も勘案しながら、桜堤保育園の分館的利用を検討する。

(17) 境市政センター（ヒューマンネットワークセンター含む）

【区分】行政施設/(男女共同参画施策推進施設) **【三層構造】** — **【設置年】**平成元年度

【敷地】330.58 m² 借地 **【延床】**342.82 m² 仮設 **【用途地域】**商業 80/400

【現況】1 階 武蔵境市政センター、2 階 ヒューマンネットワークセンター。

【課題】

- ・建築基準法第 85 条の「仮設許可」建築物であり、期限を越えて使用している。
- ・武蔵境市政センターは高架下への移設を検討中。

【計画等記述】

(四長調整計画)

「…(武蔵境市政センター) 駅周辺への移設を検討する。」

「…(ヒューマンネットワークセンター) 移転を含めた検討を行う。」

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制－⑦。

市民の利便性を考慮し、市政センターは高架下等へ移転する方向で検討する。ヒューマンネットワークセンターについては、センターの今後のあり方を検討したうえで、他の施設への移転を検討する。

(18) 市民会館

【区分】集会施設 **【三層構造】**三圏域 **【設置年】**昭和 59 年度

【敷地】2664.21 m²北側駐車場含 借地 **【延床】**2245.09 m²

【用途地域】第二種中高層住居専用 60/200

【現況】

・自主事業 「子どもワークショップ」「遊びのミニ学校」「母と子の教室」「市民講座」「文化祭」。

・貸館業務

【課題】

・境、境南町東部地区については、コミュニティセンターへのアクセスが困難な地域である。

・プレイスやスイングとの類似施設：図書室、会議室、多目的ルーム、集会室等。

・市民会館は、「社会教育の振興を図るとともに、市民及び地域社会の文化の向上と福祉の増進に寄与」(武蔵野市民会館条例)することを目的としている。社会教育活動を行う場合等は使用料を減額しているが、市民活動や生涯学習活動等、市民の活動は多様化しており、これらの活動を区分することは難しくなっている。

【計画等記述】

(四長調整計画)

「…、武蔵野プレイスの事業や運営の詳細が固まる時期と合わせてコミュニティセンターとしての利用なども含めて検討を行う。」

(生涯学習計画)

武蔵野プレイスと機能が重なる図書室の発展的解消によるスペースの有効活用

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制－①。

武蔵野プレイスの中心機能である図書館と重複する図書室を廃止し、地域開放型の集会スペースとして活用する。

(19) くぬぎ園

【区分】福祉施設 【三層構造】 — 【設置年】昭和 51 年度

【敷地】3180.56 m² 所有地 【延床】3102.38 m²

【用途地域】第二種中高層住居専用 60/200

【現況】軽費老人ホーム(B型)

【課題】

- ・軽費老人ホームB型としての施設の役割は終わった。現在は、入居者の約半数が要介護認定者。
- ・建物は東京都の無償貸借のため、用途変更、廃止には都の承認が必要。

【計画等記述】

(四長調整計画)

「くぬぎ園」は建替え、あるいは大規模改修を具体的に検討する時期に来ている。くぬぎ園のあり方について具体的な検討を開始する。

(桜堤地域福祉施設のあり方検討委員会)

前述した今後必要となる施設について、第5期長期計画で検討を進めていく。

※今後必要となる施設(桜堤地域福祉施設のあり方検討委員会)

中重度要介護者向け施設、低所得者も利用できる「ケア付すまい」、在宅機能と施設機能を融合した新しいタイプの多機能型複合施設

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制－⑤。

桜堤地域福祉施設のあり方検討委員会の報告を踏まえ、建替えを前提に、今後必要となる施設の検討を進める。

(20) 桜堤調理場

【区分】教育施設 【三層構造】 — 【設置年】昭和 42 年度

【敷地】1819.14 m² 【延床】813.33 m²

【用途地域】第一種中高層住居専用 60/200

【現況】給食調理場

【課題】

現在の用途地域上は、工場の設置が出来ない。

【計画等記述】

(四長調整計画)当面、耐震補強を行い(実施済)、使用していくが、老朽化に対する抜本的な対応としては建替え、移転も視野にいて研究を続ける。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(2)施設の計画的な維持更新。

当面継続して使用することとするが、北町調理場を含め、効率的な調理施設のあり方を検討する。※北町調理場 昭和 47 年度 第一種住居 敷地 1500 m²
延床 1279.94 m²

(21)旧桜堤小学校

【区分】未利用地・低利用地 **【三層構造】** 一

【設置年】(西)昭和 33 年度 (東)昭和 41 年度 (体育館)

【敷地】10266.13 m² **【延床】**4502.39 m² 801.39 m²(体育館)

【用途地域】第一種中高層住居専用 60/200

【現況】二中こぶし学級、図書交流センター、会議室、倉庫(公文書、民俗資料、防災備品)、体育館、薬剤師会、都教職員組合等

【課題】

・老朽化。耐震補強未整備。西校舎築 50 年、東校舎築 44 年。小学校としての機能は、14 年前の学校統合により終わっている。

・既存施設を解体する場合に、移転が必要となる機能が多い。

【計画等記述】

(四長調整計画)「旧桜堤小学校施設・用地の活用方法について、旧校舎内の施設の移転先も含めて、広い視点に立って検討する。」

(第三次子どもプラン)旧桜堤小学校施設・用地の活用方法については、広い視点に立って検討します。

【検討委員会における結論】⇒Ⅳ原則(1)施設総量の抑制－⑤。

校舎については解体し、体育館とともに運動公園として利用を図る。

図表 5 主な公共施設等一覧（第一期基本構想・長期計画の施設区分に

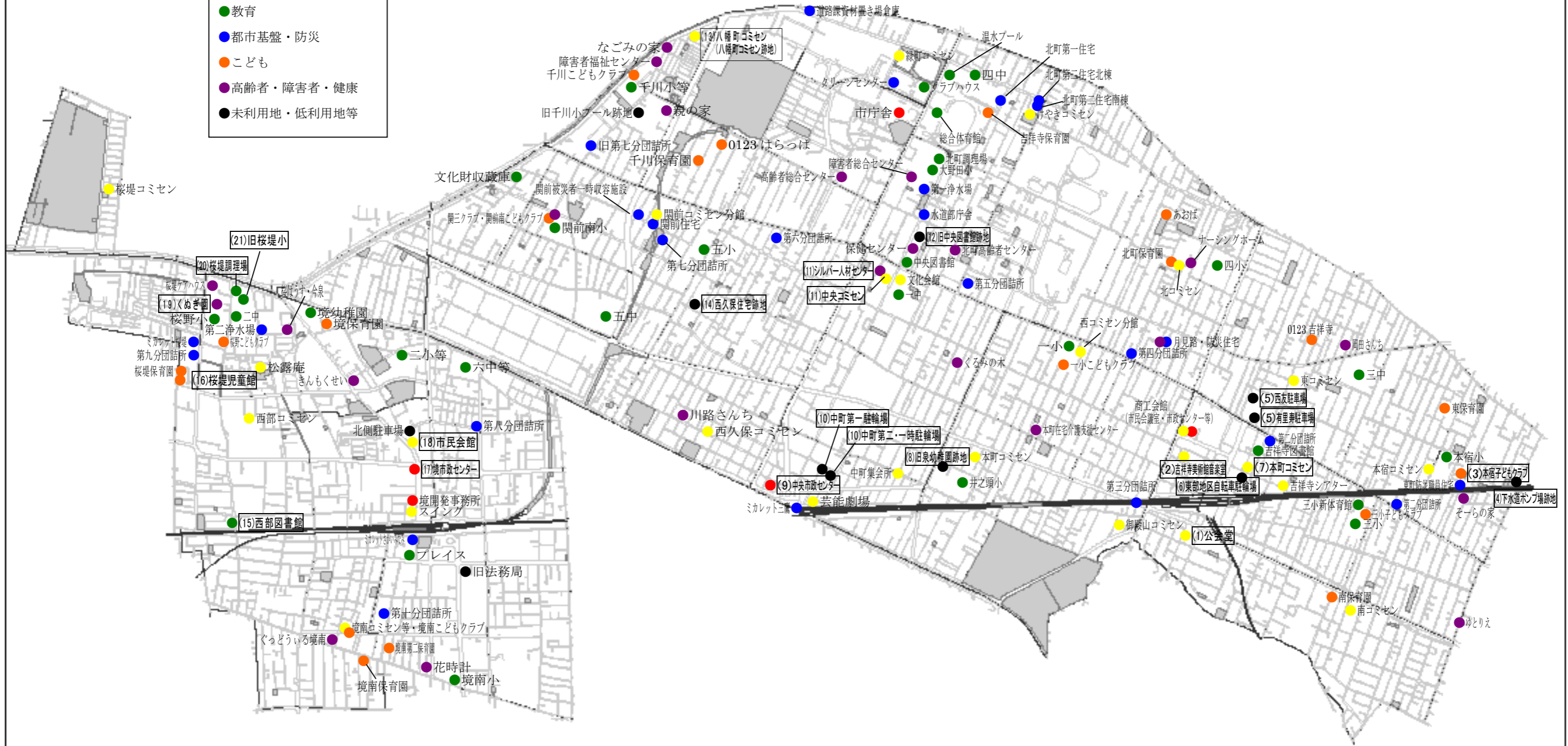
区分	小区分	施設	数	レベル	施設名称
行政施設	庁舎	本庁舎	1	—	
		市政センター	3	—	
		庁舎事務所	2	—	武蔵境開発、吉祥寺まち
		消費生活センタ	1	—	消費生活センター※
公共施設	消防施設	分団詰所	10	全市	
	防災施設	防災職員住宅	2	—	
	公衆トイレ	ミカレット	3	全市	三鷹、さかいみなみ、桜堤
	廃棄物処理	クリーンセンター	1	全市	
	水道施設	庁舎・浄水場	3	—	※
	市営住宅		5	全市	関前、北町一、二北、二
	駐輪場			—	25箇所
	自転車保管		3	—	※
	倉庫		1	—	道路課資材置き場
教育施設	児童・子育て支援施設	保育園	9	コミュニティ	
		0123施設	2	三圏域	
		幼稚園	1	—	
		認定こども園	0	全市	
		児童館	1	—	
		こどもテンミリ	1	三圏域	※
		子どもクラブ	12	コミュニティ	(他施設併設)
		おもちゃのぐるりん	1	全市	
	学校関係施設	小学校	13	コミュニティ	旧桜堤小学校舎
		中学校	6	コミュニティ	
給食調理場		2	全市		
文化施設	文化施設	図書館	3	三圏域	
		その他の文化施設	6	全市・三圏域	文化会館、公会堂、芸能劇場、スイング、松露庵、美術館、シアター、文化財収蔵庫
体育施設	体育施設	体育館、運動場	1	三圏域	総合体育館、陸上競技場
		その他の体育施設	4	全市	野球場※、ストリートスポーツ広場※、クラブハウス、市営プール
福祉施設	高齢者施設	テンミリオンH	7	コミュニティ	※
		その他の高齢者施設	6	全市	ナーシング、本町在介支、シル人、北町センター、高齢者総合センター、くぬぎ園、ケアハウス
	障害者施設		4	全市	障害者総合センター※、障害者福祉センター、なごみの家、桜はうす・今泉
	保健センター		1	全市	
広場集会施設	公園			コミュニティ	165(都市公園、都市公園以
	コミセン		19	コミュニティ	
集会施設	その他の集会施設	(再掲除く)→		三圏域	市民会館、商工会館、かたらいの道公共スペース、(以下再掲)公会堂、市民文化会館、スイング、美術館音楽室、武蔵野プレイス
			3		
			137		

*各地域の区分は、第三期基本構想長期計画を参考に、便宜的に区分した。

*施設課管理対象施設のリストをもとに作成。(※については一部加筆。)

武蔵野市公共施設等配置図

- <凡例>
- 行政事務
 - 集会施設・コミセン
 - 教育
 - 都市基盤・防災
 - こども
 - 高齢者・障害者・健康
 - 未利用地・低利用地等



* 報告書において、方向性の示されている個別施設については、施設名称が囲み線 () 内に記載されている。

平成 22 年 5 月 20 日

武蔵野市の個別計画等における施設配置の考え方

目次

1	第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会最終報告	2
2	武蔵野市第二次男女共同参画計画	4
3	第二期環境基本計画(平成20年11月改定)	5
4	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	7
5	(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設建設計画市の基本的な考え方	9
6	武蔵野市健康福祉総合計画 高齢者福祉計画・第四期介護保険事業計画	10
7	武蔵野市健康福祉総合計画 障害福祉計画	15
8	桜堤地域福祉施設在り方検討委員会報告書	16
9	福祉三団体改革基本方針	18
10	第三次子どもプラン武蔵野	19
11	吉祥寺グランドデザイン	26
12	進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクト	27
13	武蔵野市自転車等総合計画	28
14	第二次武蔵野市市民交通計画(平成19・20年度版)	29
15	武蔵野市第二次住宅マスタープラン	30
16	武蔵野市市営住宅ストック総合活用計画	32
17	緑の基本計画2008	33
18	武蔵野市学校教育計画	34
19	武蔵野市生涯学習計画	35
20	武蔵野市スポーツ振興計画	38
21	武蔵野市図書館基本計画	39

部署名	企画政策室 市民協働推進課		
個別計画名	第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会 最終報告		
策定年度	平成21年度	対象期間	

(P23)

II コミュニティの活性化に向けて

3. コミュニティセンターの移転・新築・改修について

コミュニティセンターの施設・設備は、計画的に改善を図っていくことが必要。

改修等には時間がかかるため、改修等を行わずにできることも検討しよう！

(1) コミュニティセンターの改修について

コミュニティセンターのなかには、エレベーターがない施設や、老朽化した施設など、施設・設備の改善が必要なものもあることから、財政的な制約や将来的な人口減少なども踏まえつつ、計画的に改善を図っていくことが必要である。

計画的に改善を図るなかで、大規模な改修等を行うこととなった施設については、以下のような点を踏まえて施設の改善を図るべきである。

①バリアフリー化

今後高齢者が増加することなどを踏まえ、エレベーターの設置やスロープの設置など、バリアフリー化対応を行うことが必要である。

②気軽に立ち寄れて、交流がしやすい場所となるよう配慮する

コミュニティセンターを人と人が出会い、つながりをつくる場としていくためには、気軽に立ち寄れて、人々が交流しやすい場所となるように配慮することが必要である。例えば、入り口を外から見やすくすることや、立ち寄った人が休憩できるスペースをつくること、ロビーを整備・充実することなどが考えられる。

施設の大規模な改修等には時間を要すると考えられることから、大規模改修等を行わずにできる方策、例えば、和室を洋室に転換することや、窓口の小規模な改修、コミュニティセンターの案内板を見やすくすることなどを検討していくことが必要である。

(2) コミュニティセンターの移転・新築について

八幡町コミュニティセンターの移転・新築については、八幡町コミュニティ協議会からの実情報告や他のコミュニティセンターとの比較を行った結果、現状では地域におけるコミュニティ形成を推進する上で機能・設備面で改善が必要であると判断し、4月30日、市長に対し移転・新築を提言した。

(3) コミュニティセンターの新設について

境・境南町東部へのコミュニティセンター新設の要望については、5月14日の第10回委員会で、陳情を提出された方々も参加され議論を行った。地域の方々からは必要性が訴えられ、委員会としても境・境南町東部地区については、コミュニティセンターへのアクセスが困難な地域であるとの認識で一致した。しかし、コミュニティ協議会を新たに立ち上げて単独のコミュニティセンターとして運営されたいのか、他のコミュニティセンターの分館として設置されたいのか、意見の統一が図られていない部分も見受けられた。

そこで、関係者が、市と情報交換等を行いながら、意見集約に向けて活動を行っていくこととなっている。議会での陳情採択の実現など、地域における活動の蓄積をふまえ、さらに一歩進んでコミュニティづくりに向けた活動を展開されることを期待したい。

(4) コミュニティセンターの災害時の機能について

災害発生時の防災の拠点としては、小中学校等が位置づけられており、コミュニティセンターは、災害救助用工具が備蓄されているものの、防災の拠点としては位置づけられていない。

しかし、コミュニティセンターには、水道やガス、就寝できるスペースなど、一時的な生活に必要な基礎的な設備が備わっていることから、小中学校等他の防災拠点との関係も踏まえつつ、防災の拠点としての機能を持たせることができないかを検討することも必要である。

(P28)

IV さらなる論点

最後に、「コミュニティセンター建替えの問題」……コミュニティセンターの改修・新築は23ページで言及したが、加えて築30年以上のコミュニティセンターでは、老朽化と機能の利便性の低下などからその立地も含めて建替えの声があがっている。バリアフリー化、エレベーターの設置などの構造面、家族構成や生活様式の変化から来るコミュニティセンターの使われ方の変化という機能面、就労様式の変化や団塊の世代の登場等によるコミュニティ活動の担い手面の変化により、コミュニティセンターに期待される機能も変化している。それらに対応できる建物の体系的な建設計画を、各地域ならびに行政で検討し始める時期に来ているのではないか。

部署名	企画政策室 市民協働推進課		
個別計画名	武蔵野市第二次男女共同参画計画		
策定年度	平成 21 年度	対象期間	平成 21～25 年度

第 2 章 基本目標ごとの基本施策・事業計画

基本施策 1 男女がともに担う子育てと介護への支援

(1) 子育て支援策の充実

事業名	事業概要	主管課	区分
子育て支援施設のサービスの充実	0123 施設をはじめとした施設サービスの充実と拡充を図る。境幼稚園の発展的解消後の新しい子育て支援施設としての活用を検討する。また泉幼稚園の跡地利用についても検討する。	子ども家庭課	充実
	認可保育園を利用した子育て支援事業を充実する。	保育課	充実
保育・児童施設の機能の充実と待機児童の解消	保育園の待機児童解消を進め、認可保育園等の設置を推進する。	保育課	充実
	児童館、学童保育等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	児童青少年課	充実

部署名	環境生活部 環境政策課		
個別計画名	第二期環境基本計画（平成 20 年 11 月改定）		
策定年度	平成 20 年度	対象期間	平成 18～平成 22 年度

4. 環境方針の展開

環境方針 1 【しくみづくり】

市民が自発的に活動できる基盤を整備し、環境を考え、自ら行動することを支援します。

◎行政（市）の取り組み（施策）

◆市民活動の基盤の整備

市民がいつでも環境情報を手に入れることができ、活動に携わることができるよう、市報やホームページ等あらゆる媒体を利用して積極的に情報提供を行います。市民活動団体同士の交流の機会を提供しネットワーク化を進めます。市民活動の拠点として、情報の受発信機能や啓発機能をもつ施設の整備を検討していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
市民活動の基盤の整備【新規】					
	環境市民活動団体のネットワーク化		●	●	
	市民活動拠点の整備		●	●	
	環境情報の積極的な提供		●	●	●

環境方針 3 【緑と水】自然環境を守り、再生し、創り出します。

公共施設の緑化については、地域に親しまれる緑の核となるよう率先して緑化を進めていきます。

グリーンパーク緑地及び遊歩道や玉川上水・千川上水など軸となる緑と水をネットワーク化して緑豊かな都市を形成していきます。

都市公園の整備の方針に基づき、計画的に公園緑地を整備・拡充していきます。その際は、計画段階から地域の意向を把握するなど、地域で公園緑地を見守る仕組みにつなげます。

既存の公園緑地については、公園緑地の立地環境や地域のニーズ等に基づいて、計画的に改修（リニューアル）するための計画を 2012（平成 24）年度を目標として策定していきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
うるおいのある緑空間の整備					
	うるおいのある緑空間の整備		●		
	グリーンパーク緑地の拡充整備		●		

	公園・緑地の新設と拡充	●	●	
	公園緑地リニューアル総合計画（仮称）の策定【新規】	●	●	●
	緑のネットワーク化の推進【新規】	●	●	●

環境方針5 【景観・まちづくり】環境に配慮した美しいまちづくりを進めます。

◆環境に配慮した建物づくり

公共工事の際の環境負荷を低減する工法の採用や、民間施設建設における環境配慮への誘導策を研究するなど、環境と共生できるまちづくりを推進していきます。

公共施設においては、耐震補強や保全整備を実施し、耐用年数の延伸に努めるとともに、改修・改築は計画的に進めていきます。

都営武蔵野アパートの建替えにあたっては、緑豊かな歩行者専用道路「緑の回廊」整備等を目指し、引き続き住民、事業者との協議のもとで進めていきます。

施策	事業	細事業	市	市民	事業者
環境に配慮した建物づくり					
まちづくりへの環境共生理念の導入【新規】					
環境負荷を低減する工法の採用			●		
民間施設建設における環境配慮の工夫の誘導策の研究			●	●	●
公共施設の耐用年数延伸・計画的改修の推進			●		
公的住宅建替えに伴う環境の整備					
公的大規模暖地建て替えへの対応（緑の回廊の整備）			●		●

部署名	環境生活部 ごみ総合対策課		
個別計画名	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画		
策定年度	平成 19 年度	対象期間	平成 20～29 年度

4 今後求められる取り組み

4.1 重点施策

課題の対応施策として、特に重点的に実施していくべき重点施策としては、以下のものが挙げられます。

(7) 環境負荷が少ない安全で効率性の高い中間処理施設の整備

ごみの焼却によって生じた排出ガス中に含まれるダイオキシン類#など、環境への影響物質の排出を可能な限り低減していくとともに、安全性が確保され、効率性の高いエネルギーの回収等により環境負荷の低減が可能となる次期中間処理システムを検討・整備します。

(9) 資源化・エネルギー化施設整備の検討

発生抑制・排出抑制に取り組んだ上で、なお排出されるごみは、効率的・効果的な資源の循環的利用を促進するため、次期中間処理施設の整備にあたっては、資源化施設・エネルギー化施設の整備の可否についても併せて検討を行います。

最終処分場の有効活用及びエコセメント化処理に係る環境負荷を軽減するためにも、焼却残さの減量が必要であり、焼却残さ減量に寄与する資源の回収や、生ごみ等のバイオマスの資源化・エネルギー化に必要な施設整備等について、本計画の基本方針に沿った検討を行います。

4.2 主な施策

ごみ処理にかかる現状の課題について、課題の解決のために今後実施していくべき主な施策は以下のとおりと考えられます。

(6) 中間処理施設の更新

次期中間処理施設の具体的な検討にあたっては、以下に示す基本的な事項を踏まえた上で、検討を行います。

1) 武蔵野クリーンセンター敷地の継続使用の検討

現有の武蔵野クリーンセンターの敷地は、昭和54年に「クリーンセンター建設特別市民委員会」の中で検討を重ね、建替え用地の有無なども考慮した結果、選定されたものです。施設建替えの検討にあたっては、20年以上の長い期間にわたり周辺住民とパートナーシップを形成し運営してきた貴重な用地であることを念頭に周辺住民との十分な協調関係を図ったうえで行います。

2) 環境負荷の少ない効率的な処理システム

次期中間処理施設の検討にあたっては、現行の処理システムから、さらに省エネルギー・高効率なエネルギー回収等により、CO₂等の温室効果ガスが低減され、環境に負荷のかからない処理システムを目指します。

また、中間処理の中心となる可燃ごみ処理の方式としては、エコセメント事業との連携を踏まえ焼却処理を継続することを基本にしながらも、灰溶融、ガス化溶融といった発生物の有効利用を図る方式についても検討します。

3) 資源化機能について

現有武蔵野クリーンセンターの破砕処理施設以外に、資源を選別・圧縮梱包・保管したり、バイオマスを処理したりする資源化施設の機能については、現在の敷地では困難が予想されますが、市内他地域における用地確保も困難と考えられ、周辺住民にこれまで以上の負担を強いることのないように検討します。

4) 普及啓発機能・情報受発信機能の確保について

普及啓発機能・情報受発信機能は、廃棄物の処理を行っている施設等に併設することが、来訪者に廃棄物の処理の様子を間近で見ってもらうなど、印象付けの面に優れます。

本市は市役所・スポーツ施設の隣に位置し、バスなど交通の便も優れており、施設への併設も検討項目とします。なお、繁華街などのより集客性に優れた場所に確保することも検討します。

(7) 資源化推進・施設整備

2) 資源化・エネルギー化施設整備の検討

本市では、現在クリーンセンターの破砕処理施設において、金属等の回収を行っている他は、業者委託による資源化処理を行っており、資源化施設を保有していません。

委託処理に係る経費や、資源化施設による啓発効果、生ごみや剪定枝、落ち葉等のバイオマスの処理による可燃ごみ処理量の低減を踏まえ、次期中間処理システムの整備にあたっては、資源化施設・エネルギー化施設整備の可否についても検討を行います。

部署名	環境生活部 クリーンセンター		
個別計画名	(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設建設計画市の基本的な考え方		
策定年度	平成 21 年度 (平成 21 年 12 月策定)	対象期間	

IV. 整備用地

検討委員会での整備用地の検討結果について、市として再度、現地調査をし、確認作業を行いました。その結果（次ページ◆整備用地の要件整理）、新施設の整備用地の候補について、現整備用地を決定した時から一層都市化が進み、土地利用がなされていることから市内においては大規模な用地を確保することが困難な状況であり、このような状況を踏まえつつ、新施設の整備用地はこれまでの蓄積の継承、活用を重視し、現在の市役所北エリア（緑町コミュニティセンター、野球場、テニスコートを含む街区）といたしました。

V. 施設・周辺整備の考え方

施設・周辺整備については、周辺住民の方々のご意見、ご要望を伺い、十分協議し、プラスの機能による付加価値を創り出し、周辺地域のまちづくりの核となるように計画してまいります。「地域にあってもいい施設」から「地域にあっても欲しい施設」とし、誰でも利用可能かつ利用したくなる機能を併せ持ち、地域を活性化するコミュニケーションの場を目指します。

◆市役所北エリアの配置計画

新施設の配置は周囲の影響を考慮して、都市計画で定められた範囲で、北側に寄らない現施設の東側に配置します。また、残りのエリアについて、野球場、テニスコート、緑町コミュニティセンター、緑を含めた現状の配置を前提としながら、新施設とこれら施設が融合し、エリア全体が緑と一体化した景観と、環境負荷の軽減を図った施設整備を検討してまいります。

VII. 今後の整備方針

「市の基本的な考え方」を基に、平成 22 年 2 月以降、有識者の知見を交えつつ、市民参加による「施設基本計画策定委員会」を設置し、さらに検討を深めてまいります。また同時に、施設や周辺整備の提案等については、周辺住民の方々の意見を伺う場として、「施設・周辺整備協議会」を設置いたします。

本年 12 月には、施設基本計画策定委員会の策定支援及び施設・周辺整備協議会の提案等の検討を行うため、市役所内に横断的な調整を図る組織として「庁内推進本部」を発足させました。

部署名	健康福祉部 高齢者支援課		
個別計画名	武蔵野市健康福祉総合計画 高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画		
策定年度	平成20年度	対象期間	平成21～23年度

IV 重点施策

- これまで地域の相談窓口として市内6カ所の在宅介護支援センターを設置し、小地域完結型のきめ細かな高齢者福祉サービスを実施してきました。平成18年4月に設置した地域包括支援センターと従来からの在宅介護支援センターの機能と連携の強化を図り、武蔵野市の福祉レベルをさらに高め、保健・医療・福祉の連携強化を推進します。
- そのため、現在3カ所ある地域包括支援センターについては、市との連携を強くするとともに、在宅介護支援センターとの役割分担を明確化して業務を効率的に推進するため1カ所に統合します。さらに、地域の6カ所の在宅介護支援センターは地域包括支援センターのブランチ（窓口）機能とあわせ小地域完結型の相談・連携の拠点として機能を強化していきます。

重点施策4：中重度の要介護者に対応したサービス基盤の整備

- 今後は、市及び地域ケアシステムの核である在宅介護支援センターの相談機能を充実させるとともに、サービス基盤整備を推進していきます。

V 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

3 地域で支えあう福祉のまちづくり

(2) 地域福祉活動への支援

個別施策	説明
テンミリオンハウス事業のあり方の検討	平成21年度に事業開始10周年を迎えるテンミリオンハウス事業については、平成20年度に市民社会福祉協議会が設置したテンミリオンハウスあり方検討委員会の提言に基づき、事業採択及び運営基準などの具体的な見直しに着手します。

4 安心して暮らせるまちづくり

(6) 虐待防止体制の整備

個別施策	説明
緊急一時保護施設の利用	虐待が発生した場合に備え、高齢者の安全を確保するための緊急一時保護施設を引きつづき確保します。

6 サービス基盤の整備

(1) 地域サービスの拡充とサービス基盤整備への市の責務

- 今後の基盤整備の基本的方向としては、要支援・要介護高齢者実態調査や独居高齢者実態調査から得られたニーズに対応するとともに、重点施策である「保健・医療・福祉の連携強化」と「中重度の要介護者に対応したサービス基盤の整備」に基づいて進めます。
- 具体的には、中重度の要介護者に対応する特別養護老人ホームを平成 22 年度に整備するとともに、ショートステイ・デイサービスなどの在宅サービスの拡充を図ります。また、医療機関の入院日数の短縮化や介護療養型医療施設の平成 23 年度全廃などによる、医療ニーズの高い高齢者の増加に対応するため、サテライト型小規模老人保健施設や医療連携が可能な特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）の誘致、医療知識等を習得した介護従事者の育成などを着実に進めます。
- 前計画においては、国が示しているサービス基盤整備の単位である日常生活圏域を、西部、中部、東部と 3 圏域設定しています。しかし、本市の地勢は東西 6.4 km、南北 3.1 km、面積は 10.73k m²と狭小であるため、圏域ごとの基盤整備が実態に即していないこと、小地域完結型の在宅介護支援センターが 6 カ所配置されていることなどの要因があり、今後は市内全域を一つの日常生活圏域とします。

個別施策	説明
ショートステイ・デイサービス等の施設整備の方策の検討	ショートステイについては、市内に建設が計画されている特別養護老人ホームや老人保健施設などで一定量を確保します。また、デイサービスや有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、ニーズに応じた供給量となるよう民間事業者の参入調整を図ります。
特別養護老人ホームの整備	平成 22 年度に桜堤団地跡地に特別養護老人ホーム（入所 100 人、ショート 10 人、デイサービス 40 人）を整備します。
サテライト型小規模老人保健施設の整備	介護療養型医療病床が平成 23 年度末に廃止されることに伴い、在宅に戻る医療依存度の高い高齢者の生活を支えるため、平成 22 年度にショートステイ機能を充実したサテライト型小規模老人保健施設を整備します。
介護療養型医療施設の転換支援	平成 23 年度末に廃止予定の介護療養型医療施設については、平成 20 年 11 月に転換意向調査を実施しました。その結果に基づき、今後も積極的な情報提供や個別相談を行うほか、国の交付金、都の補助制度等を活用して円滑な転換を支援します。
地域密着型サービスの整備	①認知症高齢者グループホームについては、認知症高齢者が今後ますます増加することが見込まれるため、平成 22 年度に 1 カ所整備する方向で民間事業者の参入を図ります。

	②小規模多機能型居宅介護拠点については、本市ではデイサービスや訪問介護サービスの拡充を図るとしていること、また、特別養護老人ホームに併設する形でショートステイの整備を進めていること、さらに市独自の施策として、すでにテンミリオンハウスや吉祥寺本町在宅介護支援センターにおいて、小規模多機能型居宅介護と同様なサービスを提供していることなどから、小規模多機能型居宅介護の拠点については、本計画期間は整備を見合わせることにします。
総合的なサービス提供の仕組みの検討・整備	在宅サービスの充実や地域密着型サービスの拠点を含めた施設整備について、市民ニーズを見極めながら、総合的なサービス提供の仕組みを検討し、整備を進めます。また、高齢者施設の整備については、「市内における施設・居住系サービス等の基盤整備目標」に掲げた整備計画（P.116 参照）を着実に進めるとともに、地域リハビリテーション有識者会議から提言された福祉施設のあり方についても、総合的な見地から検討を進めます。

《市内における施設・居住系サービス等の基盤整備目標》

	項目	単位	平成20年度現状	平成21年度計画	平成22年度計画	平成23年度計画
介護保険施設	地域包括支援センター	カ所	3	1	1	1
	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	カ所 (定員)	5 (222)	5 (222)	6 (322)	6 (322)
	ショートステイ (短期入所生活介護)	カ所 (定員)	5 (24)	5 (24)	6 (34)	6 (34)
	デイサービス(通所介護)	カ所 (定員)	13 (336)	13 (336)	14 (376)	14 (376)
	介護老人保健施設	カ所 (定員)	2 (147)	2 (147)	3 (168)	3 (168)
	通所リハビリテーション	カ所 (定員)	6 (227)	6 (227)	7 (247)	7 (247)
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	カ所 (定員)	5 (348)	5 (348)	5 (348)	6 (418)
	夜間対応型訪問介護拠点(★)	カ所	1	1	1	1

	認知症対応型デイサービス(★)	カ所 (定員)	3 (42)	3 (42)	3 (42)	3 (42)
	グループホーム(認知症対応型共同生活介護)(★)	カ所 (定員)	1 (18)	1 (18)	2 (36)	2 (36)
介護 保 険 外 施 設	在宅介護支援センター	カ所	6	6	6	6
	老人福祉センター (高齢者総合センター)	カ所	1	1	1	1
	ケアハウス	カ所 (定員)	1 (30)	1 (30)	1 (30)	1 (30)
	シルバーピア 〔都営含む〕	カ所 (定員)	10 (196)	10 (196)	11 (216)	11 (216)
	小規模サービスハウス	カ所 (定員)	1 (5)	1 (5)	1 (5)	1 (5)
	テンミリオンハウス	カ所	7	7	7	7

(★) … 地域密着型サービス施設

(3) 福祉施設のあり方の検討

- 平成 22 年度に桜堤団地跡地に大規模な特別養護老人ホームが整備されます。
- 桜堤地域の施設整備状況の変化に応じ、既存施設のあり方の検討が必要です。

個別施策	説明
福祉施設のあり方の検討	平成 22 年度に桜堤団地跡地に特別養護老人ホーム併設のデイサービスセンターが開設されることに伴い、桜堤ケアハウスのデイサービスセンターのあり方や老朽化が進んでいるくぬぎ園の建て替えなど、桜堤地域の福祉施設のあり方を検討します。

(4) 高齢者住宅施策の推進

- 住宅マスタープランに基づき、高齢者用住居の確保、居住支援のための施策を推進します。

個別施策	説明
住宅マスタープランとの連携	第二次住宅マスタープラン及び平成 23 年度に改定予定の第三次住宅マスタープランに基づき、高齢者住宅を確保するとともに居住支援のための施策を推進します。平成 22 年度に緑町の都営住宅の建て替えに伴い、高齢者住宅(20 戸)が整備されます。

VI 介護保険事業の充実

2 第4期介護保険事業計画期間の展望

(1) 第4期介護保険事業の基本的方向性

～介護保険事業計画を健全に運営するために～

- 第4期介護保険事業量推計にあたっては、特別養護老人ホームの入所待機者の解消・縮減、介護療養型医療施設の平成23年度末の廃止による医療ニーズの高い方へのサービスの確保、認知症高齢者の増加への対応など、社会状況の変化に考慮した施設整備をいかにバランス良く行うかが課題となっています。
- また、施設整備と保険料基準額の関係は、介護給付費の大きい特別養護老人ホームなどの介護保険施設や有料老人ホームなどの居住系サービスが拡充されると、保険料額が上昇するという保険原理にも配慮が必要です。
- 介護サービスの水準と負担のあり方に関しては、大きく以下の3つのパターンが考えられます。

<参考：パターン2のみ>

パターン	基本的な考え方
【パターン2】 居宅とのバランスに配慮し、介護療養型医療施設の廃止や認知症高齢者の増大など社会状況の変化に対応して一定の施設整備を行う。	<ul style="list-style-type: none">●現行の居宅サービス水準を維持・拡充する。●介護保険施設の整備は、現在、決定している特養100床、小規模老人保健施設の最小限の施設整備とする。●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)1施設(2ユニット)を整備する。●医療連携が可能な特定施設(有料老人ホーム)を最小限整備する。特定施設の新設については、保険者として一定コントロールを行う。

- 策定委員会(高齢・介護計画部会)での議論や実態調査の結果、パブリックコメントにおける市民からの意見などをふまえて、居宅とのバランスに配慮し、介護療養型医療施設の廃止や認知症高齢者の増大など社会状況の変化に対応して一定の施設整備を行う必要があるという理由から【パターン2】の方向性を選択しました。

部署名	健康福祉部障害者福祉課		
個別計画名	武蔵野市健康福祉総合計画 障害福祉計画		
策定年度	平成 20 年度	対象期間	21 年度～23 年度

II 武蔵野市の障害者福祉施策の実績と現状

6 サービス基盤の整備

- 市単独のショートステイ施設として、平成 20 年 4 月に市内 3 カ所目となる「井の頭はうす」が開所し、東部・中部・西部の市内全域に整備が完了しました。
- グループホームは、市内 6 カ所に整備しています。

IV 重点施策

重点施策 4：総合的なバリアフリー化の推進

- 地域でいきいきと自立生活を送るためには、「働く」「暮らす」「楽しむ」を充実させていく必要があります。そのためには、社会参加を難しくする様々な要因を取り除いていく必要があります。
- ユニバーサルデザインの 7 原則を前提として、“空間のバリアフリー”、コミュニケーション支援のための“情報のバリアフリー”を進めます。

V 障害福祉計画の施策体系

4 安心して暮らせるまちづくり

(1) 総合的地域ケアシステムの充実

個別施策	説明
公共施設・交通のユニバーサルデザイン化の推進	障害のある人も利用しやすい施設整備に向けて、都市整備部門と連携し、推進します。

6 サービス基盤の整備

(3) 福祉施設のあり方の検討

サービスの基盤整備は、制度環境や市政を取り巻く情勢の変化を見据えて行っていく必要があります。特に障害者福祉センター内の小規模作業所については、通所者の高齢化などの課題もあり、今後の方向性を検討する必要があります。

個別施策	説明
障害者福祉センター内小規模作業所の方向性の検討	通所者の希望や特性に配慮して今後の方向性を検討します。

部署名	健康福祉部高齢者支援課		
個別計画名	桜堤地域福祉施設在り方検討委員会報告書（案）		
策定年度	平成 21 年度	対象期間	

1 桜堤ケアハウスデイサービスセンターのあり方について

5. 今後のあり方の方針

以上検討した結果、デイサービスセンターを他の高齢者施設や障害者施設に転用することは現実的ではないと思われる。

桜堤ケアハウスデイサービスセンターについては、「さくらえん(仮称)」開設後も、他の民間施設が受け入れられないような利用者の受け入れや地域における配食サービスの提供など、公設民営施設としての役割を果たすとともに、介護予防重視型を「特徴」とした、介護保険適用のデイサービスセンターとして継続させる。

このことにより、特別養護老人ホーム「さくらえん(仮称)」と連携し、今後ますます増加する桜堤地域の高齢者に対し、介護予防から中重度まで小地域完結型の高齢者サービスの提供が見込まれる。

2 くぬぎ園のあり方について

4. 施設の有効利用の検討

(4) 施設の有効利用の検討

大規模改修をしても、建物の耐用年数は伸びないので、費用対効果を考えると、施設の有効利用は難しいと考え、施設は解体し、跡地に新規施設の整備を検討する。

6. 今後必要となる施設について

(1) 中重度要介護者向け施設

(略)

(2) 低所得者層も利用できる「ケア付すまい」

(略)

(3) 大都市・小規模ケアハウス

(略)

7. 今後の基本的な方向性

(1) 施設建設に際しての留意点

現在の施設の廃止にあたっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用があり、また、新規施設の建設にあたっては、東京都との協定書による協議が必要になるので留意すること。

(2) 新規施設の検言立

新規施設の具体的な検討については、前述した「6. 今後必要となる施設について」を勘案しながら、施設候補を絞り込み、東京都と協議しながら検討していく。

敷地は東京都からの無償貸与なので、引き続き無償貸与の条件で利用できるように協議を進める。

(3) 整備の基本的手法

新規施設の整備については、基本的に市が建設・運営するのではなく、東京都もしくは市が高齢者施設を誘致する方向で検討する。

(4) 退所計画の策定と支援

平成21年第4回市議会定例会において「くぬぎ園の指定管理者の指定について」議決されている。指定管理期間は「平成22年4月1日～平成27年3月31日まで」である。この間に、くぬぎ園入居者の退所・住み替え計画を策定するとともに、円滑な退所・住み替えを支援する。

部署名	健康福祉部		
個別計画名	福祉三団体改革基本方針		
策定年度	平成 19 年度 (平成 19 年 9 月策定)	対象期間	

2 団体別方針（福祉三団体と市が協働して実施する改革・改善事項）

（3）社会福祉法人武蔵野

⑤ 桜堤ケアハウス・くぬぎ園のあり方

専ら市が実施する改善・改革事項であるが、くぬぎ園は、東京都の施設として昭和 52 年に開設され、平成 6 年 7 月に東京都から本市に移管された。軽費老人ホームが果たす役割の変化により、施設のあり方を見直すことを前提に、平成 14 年から入居者の募集をしていないため入居者が減少している（平成 19 年 7 月現在 57 人）。旧桜堤団地跡地における介護保険施設設置計画などを含めた市全体の福祉施設配置検討の中で、福祉施設としての建替えを前提に利活用を検討することとし、当面指定管理者の公募については慎重に対応する。

また、桜堤ケアハウスは、市が設置して（社福）武蔵野に事業委託している施設なので、高齢者総合センターと同様、桜堤ケアハウスで実施する様々な事業について市の方針を定めておく必要がある。デイサービスセンターについて、市が実施主体となって運営する必要があるかどうかを見直す必要があるが、西部地区の福祉施設配置の見直しが別途必要とされていることもあるので、当面現状維持とし、指定管理者の公募についてはくぬぎ園と同様、慎重に対応する。

部署名	子ども家庭部 子ども家庭課		
個別計画名	第三次子どもプラン武蔵野		
策定年度	平成21年度	対象期間	平成22～26年度

第3章重点的取組

重点的取組2 保育園入所待機児童解消に向けた取組

■具体的な事業

市ではこれまで、保育園待機児童の解消に向け様々な施策を行ってきましたが、今後も待機児童ゼロを目指し、重点的取組として以下の事業に取り組めます。

◆認可保育所、認証保育所等の整備

- ・待機児童の動向や地域性などを検証したうえで、必要に応じた整備を検討します。

◆様々な主体による多様な保育事業の展開

- ・認定こども園として境こども園（仮称）を開設します。

NPO法人、認証保育所など様々な主体による一時保育（短時間・定曜日保育含む）を検討します。

（略）

◆幼稚園などでの預かり保育の推進

- ・預かり保育の時間の拡大を推進します。
- ・市内私立幼稚園の認定こども園化を研究します。

（略）

重点的取組4 西部地域の子育て支援施設の再編

■具体的な事業

◆桜堤児童館の役割を全市的に展開

- ・桜堤児童館の果たしている役割を0123施設、認定こども園境こども園（仮称）、地域子ども館あそべえ、武蔵野プレイスなどに移すことにより、全市的に発展的に展開していくことを検討します。
- ・桜堤児童館の館外事業、地域クラブなど上記施設では担えない事業については、市ないし市の財政援助出資団体で行うことについて、検討していきます。

◆0123施設の新設

- ・桜堤児童館の役割を各施設に移すことができた後に、0123施設に転用して0123境（仮称）を設置することを検討していきます。
- ・0123施設への転用に先立ち、桜堤児童館を市の財政援助出資団体である武蔵野市子ども協会の指定管理にすることを検討します。

重点的取組 5 学びの基盤づくり

■具体的な事業

(略)

◆教育センターの検討

- ・教職員の相談、研修機能の充実を図るとともに、子どもたちに質の高い教育を実践するため、研究・開発的な資料の整理、保管や学校支援の人材データ管理・活用などの拠点となる教育センターについて検討します。

重点的取組 8 地域子ども館あそべえと学童クラブの連携の推進と運営主体の一体化についての研究

■具体的な事業

(略)

◆あそべえと学童クラブの連携の強化

- ・学童クラブの保育プログラムで定められた以外の時間について、あそべえと交流できる時間の拡充や交流イベントの実施等を検討し、活発な交流を図ります。
- ・小学校区ごとに、あそべえの館長、スタッフ、学童クラブの指導員による研修の実施を進め、両事業に共通する課題に対応できるような仕組みづくりについて、検討します。

◆あそべえと学童クラブの運営主体の一体化についての研究

- ・運営主体を一体化し、遊びや相談について専門性を持った両事業共通の職員やスーパー・バイザー的役割を持つ職員の配置についても検討し、人材確保と以下のような事業そのものの質の向上を図ります。

①年齢に応じたより豊かな遊びの提供や各種プログラムの実施

②障害のある子どもや特別な配慮が必要な子ども等への対応

③子どもの悩み、相談への対応

- ・あそべえと学童クラブの連携の強化と機能の充実をより一層進めるために、両事業の運営主体の一体化や、市の財政援助出資団体への委託、委託に伴うあそべえの館長と学童指導員の法人正規職員化などについて研究します。研究にあたっては、「小学生の放課後施策推進協議会（仮称）」と協議しながら進めていきます。

第4章 施策の体系

基本目標1 子育て支援施策の総合的推進

【施策3】子育て家庭への支援

子育て家庭に対し、様々な施設を通じた場の提供、相談機能の充実、子育て支援情報の提供などを行います。また、経済的な支援として各家庭の状況に応じた各種手当の支給や助成を実施します。

事業名	内容
18 0123事業の推進 〈子ども家庭課〉	<p>■0123吉祥寺と0123はらっぱは、地域の子育て支援の中核として「ひろば事業」、「つどい事業」、「相談事業」、「情報提供事業」、「地域交流事業」などの充実した活動を展開しています。今後は地域の子育てグループの育成や地域子育て支援をサポートするボランティアの養成を行うほか、地域と協働した事業活動を展開していきます。</p> <p>■桜堤児童館の役割を各施設に移すことができた後に、0123施設に転用して0123境(仮称)を設置することを検討していきます。</p>

基本目標3 子育て支援施設の整備

【施策1】子育て支援施設の整備

地域の子育て支援ニーズは人口動態や就労形態、さらには家族形態の変化によって大きく変動します。これらの変化を機敏にとらえ、長期的・短期的の二つの視点から、子育て支援施設の整備・再編を進めます。

事業名	内容
38 桜堤児童館の役割の見直し 〈児童青少年課〉 〈子ども家庭課〉 〈保育課〉	<p>■地域子ども館あそべえが全校に設置され、小学生の利用状況が減少している反面、乳幼児親子の利用は増加しています。今後、0123施設の整備状況、地域子ども館あそべえの運営状況、及び保育需要などを踏まえながら、桜堤児童館を0123施設へ転用し、桜堤児童館の役割を他施設へ移すことについて検討を進めます。</p>

	<p>■0123施設への転用に先立ち、桜堤児童館を武蔵野市子ども協会の指定管理にすることを検討します。【重点的取組4】参照</p>
<p>39 西部地域への0123型施設の開設 〈子ども家庭課〉</p>	<p>■市内東部に「0123吉祥寺」、中央部に「0123はらっぱ」が設置され、西部地域における0123施設の設置が検討されてきました。西部地域の他の子育て支援施設の再編や認定こども園の開設などを視野に入れながら、研究会などを設置して、具体的な検討を進めます。</p>
<p>40 認定こども園開設準備の実施 〈保育課〉 〈子ども家庭課〉</p>	<p>■市立境幼稚園の発展的解消に伴い、これまで培ってきた幼児教育を継承しつつ、0歳から5歳までの子どもの成長と発達に対応した保育機能、幼児教育機能、子育て支援機能の3つの機能を持つ認定こども園の平成 25 年度開設に向け、具体的な課題解決を図り、計画的に準備を行います。</p>
<p>41 泉幼稚園跡地利用施設の検討 〈子ども家庭課〉</p>	<p>■樹木や果樹を活かした敷地の中に、泉文庫の図書を活かし、乳幼児とその親、若者や高齢者などの交流ができるひろばをもつ子育て支援施設について検討します。施設の検討にあたっては、西部地域の子育て支援施設の再編と関連した全市的な公共施設の配置の視点に留意します。施設開設までの間は、暫定的な利用を継続します。</p>
<p>42 保育施設などの新設・改築・改修計画の策定検討 〈保育課〉</p>	<p>■公立保育園運営形態の検討状況及び待機児童の状況を視野に入れながら、保育施設（認可保育所、認証保育所など）の新設整備、改築、改修計画の策定を検討します。</p>

基本目標 4 学校教育の充実

【施策 5】質の高い学びを保証する学校体制の充実

学校経営計画に基づいて教職員が協働体制を確立し、保護者を含む市民から信頼される質の高い教育を推進することができるよう支援します。また、学校の情報を家庭や地域に積極的に発信するとともに、双方向の意見交流を深め、互いの教育力を活用した開かれた学校経営を推進することができるよう支援します。さらに、教員の資質・能力を高める計画的な指導、育成を図ります。

事業名	内容
-----	----

6 1 教員の指導力向上 〈指導課〉	<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育の担い手である教員の専門性や人間性などの資質能力、新たな課題への対応力を高めるため、教職員それぞれの経験や職層に応じた体系的な教員研修を企画・実施します。 ■学校支援の拠点となる教育センター設置の検討を進めます。
-----------------------	--

【施策6】質の高い学びを支える教育施設・設備の充実

子どもたちが、充実した学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備・充実に努めます。安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、学習面、生活面の両面から教育環境の充実に図ります。

事業名	内容
6 5 教育施設の整備 〈教育企画課〉	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちが安心して安全に学校生活を送れるよう、引き続き施設の定期的な点検に努めるとともに、計画的に改修・整備を実施します。施設・設備の整備にあたっては、環境教育の視点を取入れます。 ■旧桜堤小学校施設・用地の活用方法については、広い視点に立って検討します。

基本目標5 青少年施策の充実

【施策1】青少年育成施策の拡充

土曜学校、地域子ども館あそべえ、学童クラブなどの取組を中心とした青少年育成施策を拡充し、子どもたちの主体的な活動を育むとともに安心・安全を図ります。

事業名	内容
73 地域子ども館事業の充実 〈子ども家庭課〉	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの安全な見守りを強化するため、応急手当研修やAED研修、消防訓練、不審者対応訓練等を定期的実施します。 ■特別な配慮が必要な子どもへの対応や、活動内容・遊び等の充実を図るため、専門的な知識を持った職員を配置することを検討します。 ■子どもの良質な発達環境を確保するため、地域子ども館あそべ

	え事業を市の財政援助出資団体に委託するとともに、館長を正規職員化することについて検討します。【重点的取組8】参照
74 地域子ども館と学童クラブの連携の推進と運営主体の一体化の研究 〈子ども家庭課〉 〈児童青少年課〉	<p>■地域子ども館と学童クラブでは、活動内容やスタッフ・指導員の合同研修の実施などの連携を深めるとともに、日常的な情報交換を行っています。引き続き、児童育成における問題意識の共有を図ります。</p> <p>■それぞれの設置目的や趣旨、日々の運営における課題などについて、全児童施策、ワーク・ライフ・バランスといった観点も踏まえ、あそべえと学童クラブの運営主体の一体化についての研究を行います。</p> <p>【重点的取組8】参照</p>
75 年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方についての検討 〈子ども家庭課〉 〈児童青少年課〉 〈指導課〉 〈生涯学習スポーツ課〉	<p>■子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方についての検討が課題となっています。地域子ども館あそべえや学童クラブ、土曜学校など、土曜日の子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保や年齢に応じた生涯学習機会の提供について具体的な研究を行います。</p> <p>【重点的取組8】参照</p>
76 学童クラブ事業の充実 〈児童青少年課〉	<p>■学童クラブの入会資格を市立以外の小学校に就学する市内在住の児童へも拡大します。</p> <p>■学童クラブの小学校内及び隣接地への移転を推進し、登所時の安全確保と校庭利用などによる育成環境の充実を図ります。</p> <p>■指導員の日常業務に関する相談等について、専門的な見地から指導のできるスタッフを配置することにより、機能の充実を図ります。</p> <p>■学童クラブ事業を市の財政援助出資団体に委託するとともに、指導員を正規職員化することを検討します。</p> <p>【重点的取組8】参照</p> <p>■学童クラブの土曜開所に向けた検討を進めます。</p>

基本目標7 子どもにやさしいまちづくりの推進

【施策3】 市民と協働でつくる緑化空間の整備

市民と協働でつくる緑化空間の創出として、市民との意見や地域の施設と連携を図りながら公園緑地の整備や改修を行い、子どもにやさしいまちづくりを進めていきます。

事業名	内容
120 公園・緑地の新設と拡充 〈緑化環境センター〉	<p>■公園・緑地が子どもたち、親子、そして地域にとってよりよいコミュニティの場になるように、新設または改修を行う際には、ワークショップや意見交換会などを行い、市民と意見・情報を交換しながら整備を行います。</p> <p>■学校や保育園、その他地域の施設とも連携を図りながら整備を行います。</p>

【施策4】 ユニバーサルデザインの視点の展開

ユニバーサルデザインの視点として交通バリアフリー基本構想の改定や公共施設の改修と民間施設への働きかけを進めていきます。

事業名	内容
121 公共施設の改修と民間施設への働きかけ 〈子ども家庭課〉 〈各事業課〉	<p>■妊産婦や子ども連れでも安心して外出できる環境を整備するため、公共施設だけでなく、民間企業にも地域貢献の一環としての取組を働きかけます。</p> <p>◆建物のバリアフリー化</p> <p>◆子育て世帯にやさしいトイレなどの整備</p> <p>◆授乳室の設置</p> <p>◆バリアフリーマップの作成・配布など</p>

部署名	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所		
個別計画名	吉祥寺グランドデザイン		
策定年度	平成 18 年度	対象期間	中長期

2) まちづくりの柱と個別方針

(2) 巡る楽しみがある街

(略)

- ・将来的には、地下利用も含めた抜本的な基盤整備も視野に入れつつ、都心部における歩行者専用・優先道路の充実、ネットワーク化を進めることが望まれる。

【具体化に向けた方策の提案】

(略)

◇荷捌き対策

- ・交通オペレーションの中でも、物流対策として、共同荷捌き場の整備や共同集配システムの整備について、実現に向けた検討を進めていく必要が高い。配送の効率化を図り、路上荷捌きを排除すべく、地下利用を含めた共同集配システムの構築を目指す。
- ・共同集配システムの構築によって配送を効率化し、配送車両も天然ガス自動車等の環境負荷の小さいものにしていく取り組みは、交通による環境負荷軽減という面でも大きな意義を持つ。

◇地下空間の活用も視野に入れた基盤整備の検討

- ・吉祥寺の都心部は低未利用地が少なく、地価水準が高い。また外延的な拡大も難しいなど、都心部における新たな基盤施設整備の難しさが存在する。
- ・昭和 30 年代以降、吉祥寺では体系的な地下駐車場の設置を前提に、各ビルの築造に際して地下レベルを合わせるよう指導が行われた経緯がある。地下空間の活用可能性を改めて見直し、吉祥寺大通り等の地下空間の体系化によって共同荷捌き場や自転車駐車場を確保する可能性について検討する。

(略)

3) エリアごとのまちづくりの考え方と主な取り組み方策

④ パーク吉祥寺

【エリアの主な取り組み方策】

(中略)

- ・施設が古くなりつつある武蔵野公会堂に関する将来展望の確立

部署名	都市整備部 吉祥寺まちづくり事務所		
個別計画名	進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクト —吉祥寺グランドデザイン推進計画—		
策定年度	平成 21 年度	対象期間	平成 21～30 年度

5. まちづくりの進め方

(略)

現在の社会経済情勢と吉祥寺における課題を考慮し、吉祥寺のまちづくりを効率よく総合的に展開させるために、喫緊の課題であり既に着手している駅に関する整備と連動させた南口駅前広場の早期実現や放置自転車・荷捌き車両などの交通の課題を早期に取り組んでいきます。また、西友・有里寿駐車を拠点とした地下駐車場構想については一時棚上げとするなど、施策の選択と集中を図るとともに、ソフト・ハード両面の施策により、回遊性の向上を図るため、駅・軸・エリアの整備を組み合わせで展開します。

(略)

7. 各フェーズの整備方策

協働による持続的な取組み

● 荷捌き車両対策

◇ 共同集配システムの構築

- ・ 配送の効率化を図り、路上荷捌きを排除・減少すべく、共同集配システムの構築など、総合的な取組みを行い、交通環境の改善や回遊性の向上を目指す。
- ・ 有里寿駐車場に共同荷捌き場を整備する。

● 自転車駐車場対策（買物用・通勤通学用）

◇ 路上駐輪対策（買物用）

- ・ 自転車駐車場は不足状態であり、暫定的な利用も多い。計画的な配置を検討する。
- ・ 有里寿駐車場に自転車駐車場を整備する。
- ・ 吉祥寺大通りや平和通りを活用した地下自転車駐車場を検討する。
- ・ 行政、商業者が連携して、自転車駐車場の整備や既存の施設を活用したしくみの拡大を図る。

◇ 自転車駐車場整備（通勤通学用）

- ・ 行政、鉄道やバスなどの交通事業者が連携して自転車駐車場の整備に向けた検討を行う。

フェーズ3 エリアに関する取組み

- パークエリアのまちづくり（市有地の活用等の検討）
- ◇ 市有地利活用
 - ・ 平成 26 年度には築 50 年を迎える公会堂の、老朽化対策やバリアフリー対応を図るため、建替えを視野に入れた、市有地の利活用方策を検討する。

- イーストエリアのまちづくり
（東部地区地区計画・市有地の活用等の検討）
- ◇ 市有地利活用
 - ・ 平成 26 年には築 35 年を向かえる本町コミュニティセンターの、老朽化対策やバリアフリー対応を図るため、建替えを視野に入れた、市有地の利活用方策を検討する。
 - ・ 現在暫定自転車駐車場として利用している低未利用地の高度利用化、居住環境の改善、エリアの活性化等を目指し、近隣地権者との共同ビル化も視野に入れ、利活用方策を検討する。
 - ・ 都市整備の代替地もしくは代替床など、様々な角度から検討する。

部署名	都市整備部 交通対策課		
個別計画名	武蔵野市自転車等総合計画		
策定年度	平成17年度	対象期間	平成17~26年度

P12、(2)駐輪場の不足・・・武蔵野市では積極的に駐輪場整備を進めていますが、現状の需給バランスをみると、駐輪場の収容台数の不足台数は吉祥寺駅周辺では約1,800台、三鷹駅周辺では約800台となっています。現状では、駐輪場を整備できる土地の確保が困難であり、需給に対応した駐輪場整備ができていません。しかしながら、武蔵境駅周辺ではJR中央線他連続立体化事業による高架下利用の駐輪場整備が期待できます。

P14、駐輪場整備の目標値に向けての整備推進・・・設定された駐輪場整備の目標量を、市民・民間企業・行政と協力して推進していきます。

P18、受益者負担・・・

○受益者負担の考え方の周知・・・自転車等利用者に対して、駐輪場の整備、放置自転車等の撤去に多額の費用が使われていることを周知します。

○商業施設(商店街等)の負担・・・商業施設は来客者によって成り立っているため、人が来客しやすくなるよう、駐輪場の整備に努めていくことを周知します。

○鉄道事業者の負担・・・鉄道事業者についても商業施設と同様に、鉄道利用者により成り立っているため、利用しやすいよう、駐輪場の整備等の駐輪対策についての検討を促します。

部署名	都市整備部 交通対策課		
個別計画名	第2次武蔵野市市民交通計画(平成19・20年度版)		
策定年度	平成18年度改定	対象期間	平成15~20年度

P4 (4)最も身近でクリーンな乗り物である自転車の積極的な活用を図るため…自転車駐車場のなどの施設の整備を促進します。

P10 自転車駐車場の整備…自転車駐車場の整備を積極的に行い駐車台数を確保するとともに、利用者が使いやすいように整備・改善を実施します。また既存の平地駐車場の立体化について検討します。全国自転車問題自治体連絡協議会で決議された大会決議に基づき、鉄道事業者に対し、自転車等駐車対策に積極的に取り組むよう引き続き要望します。買い物自転車駐車場の検討…買い物客が利用しやすい自転車駐車場について検討を継続するとともに、商店会と協力して自転車駐車場の確保を図ります。

P13 駅施設のバリアフリー化…高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、エレベーター・エスカレーター・多機能トイレ等のバリアフリー施設の整備を、鉄道会社、東京都および国と連携して武蔵野市交通バリアフリー基本構想に基づき推進します。

部署名	都市整備部 住宅対策課		
個別計画名	武蔵野市第二次住宅マスタープラン		
策定年度	平成 13 年度	対象期間	平成 13~22 年度

第 4 章 住宅施策の展開

3. 展開の方針

(4) 公的住宅の改善と建替え

①市営住宅の計画的な改善・建替えの実施

市営住宅の効率的な運用を図るため、中・長期的視点から計画的に改善や建替えを行います。

第 6 章 計画に向けて

5. 公的住宅の建替えに合わせた住環境整備の推進

(1) 市営住宅の改善と建替え

110 戸の市営住宅は、計画的で効率的な修繕や、改善、建替えが必要になっています。すべての市営住宅を調査し、実態に即した既存ストックの活用計画を策定します。また、適切な手法を用いて、周辺の住環境に配慮した良質な建替えまたは改善事業を進めます。

部署名	都市整備部 住宅対策課		
個別計画名	武蔵野市市営住宅ストック総合活用計画		
策定年度	平成 15 年度	対象期間	平成 15~24 年度

第3章 ストック活用方針

2. 目標戸数

市営住宅 110 戸と福祉型住宅 181 戸、併せて 291 戸の現状戸数を維持することを目標とします。

第4章 活用手法の選定とストック活用計画

3. 事業化の検討

(1)建替事業

「建替え」を選定した北町第一住宅と西久保住宅の事業化を検討します。

①北町第一住宅

(略) 補助事業の活用を前提に、「公営住宅整備事業」により建替えを行い、地震や火災などに対する安全対策、エレベーターの設置などのバリアフリー対策および適正な居住水準の確保をはかり、自然エネルギーの有効活用や資材のリサイクルなどにも配慮します。なお、本事業は、今後策定される「武蔵野市第四期長期計画」に位置付け、計画期間内の事業化をめざします。

②西久保住宅

(略) 補助事業の活用を前提に、用途廃止後に「公営住宅整備事業」により建替えを行い、安全対策やバリアフリー対策および適正な居住水準の確保をはかり、自然エネルギーの有効活用などにも配慮します。なお、本事業は、今後策定される『武蔵野市第四期長期計画』に位置付け、計画期間内の事業化をめざします。

(2)改善事業

「改善」を選定した関前住宅と北町第二住宅の事業化を検討します。

①関前住宅

(略)『公営住宅ストック改善事業』により、手摺の設置や段差解消、浴室や便所などの改善、緑化や駐輪場などの屋外オープンスペースの整備や外壁防水塗装などの個別改善を行い、改善に併せて大規模修繕を行うなど、効率的に事業を行います。なお、本事業は計画期間内の前期(平成 15~19 年)の実施をめざします。

②北町第二住宅

(略)「改良住宅ストック改善事業」により、手摺の設置や段差解消、浴室や便所などの改善・屋外オープンスペースの整備や外壁防水塗装などの個別改善を行い、改善に併せて大規模修繕を行います。なお、本事業は計画期間内の後期(平成 20~24 年)の実施をめざします。

部署名	都市整備部 緑化環境センター		
個別計画名	緑の基本計画 2008		
策定年度	平成 20 年度	対象期間	平成 20~39 年度

第4章 将来像を実現するための施策

3. 施策内容

○拠点や身近な緑をつくる

★【施策1】公園緑地の整備・拡充

●整備方針に基づき計画的に整備・拡充します

「都市公園の整備の方針」に基づき、計画的に公園緑地を整備・拡充し、今後 10 年間で 2ha 以上の公園緑地を確保します。

整備・拡充にあたっては、まずその地域において必要とされる公園緑地としての機能の充実を前提に、ワークショップなどの手法を活用し、計画段階から地域の意向を把握するとともに、整備後に地域でどのように公園緑地を活用・維持管理していくかのアイデアやルールを話し合い、地域で公園緑地を見守る仕組みにつなげていきます。

●様々な手法を用いた用地の確保を進めます

公園用地の確保などのための資金である公園緑化基金を、引き続き活用・増資し、用地を確保します。特に既存の公園緑地や公有地と隣接する用地を積極的に確保し、緑をつなげていきます。用地確保が困難な地域においては、借地公園制度を積極的に活用します。

用地確保のため、市民に土地取引に関する情報提供を呼びかけ情報収集に努めます。また民間事業者との競争を踏まえ、土地取得の新たな仕組みとして市民緑化基金（仮称）の創設を検討します。

★【施策17】公園の改修（リニューアル）

●地域ニーズを反映した公園改修を進めます

既存の公園緑地については、計画的に改修（リニューアル）を行うため、公園緑地の立地環境や地域住民や利用のニーズ・実態に合った、中長期的な改修計画を5年以内に策定します。今後はこの計画に基づき効率的・効果的に改修を進めていきます。

今ある公園緑地を改修することによって、これまでになかった新たな機能や役割をもたせ、緑の再生を通して地域コミュニティの活性化を図っていきます。

公園緑地の整備・改修内容を市民のニーズに応えたものとするためには、定期的な利用実態調査などの実施に加え、子どもたちを含めた住民参加型の手法としてワークショップやコンペをさらに取り入れていくことが必要です。既存の公園緑地のもつポテンシャルを活かし、用地取得のコストをかけずに、魅力ある公園緑地を効率的に増やしていきます。

部署名	教育部 教育企画課		
個別計画名	武蔵野市学校教育計画		
策定年度	平成 21 年度	対象期間	平成 22~26 年度

第Ⅲ章 武蔵野市の学校教育に関する現状と課題

2 学校の状況について

2-1 学校施設・教員・組織の状況について

本市には、市立小学校が 12 校、市立中学校が 6 校あります。昭和 30 年代から 40 年代に立てられた校舎もありますが、今まで計画的に保全工事を行ってきました。また、耐震基準が不足する校舎については、平成 20・21 年度にかけたい新補強工事を実施いたしました。今後も引き続き、必要な改修を行い、保全に努めていきます。

第Ⅳ章 武蔵野市が目指す学校教育

2 武蔵野市が進める重点的な取組

【重点 1】学びの基盤づくり

○教育センターの検討

これまで学校単位で取組んできた研究成果等を集約し、教育の資質の向上及び、各学校の業務の効率化を図るため、以下の機能などを併せもった教育センターの設置について検討します。

- ・ 優れた教材等教育に関する情報の集積
- ・ 新たな教育課題に向けての調査・研究
- ・ 教育の研修機能や相談機能の充実
- ・ 地域の人材等を活用した学校支援に関するコーディネート機能

第Ⅴ章 施策の体系

[基本方針 6] 質の高い学びを支える教育施設・設備の充実を図ります。

子どもたちが、充実した学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備・充実に努めます。定期的な点検・整備を行い、安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、学習、生活の両面から教育環境を充実します。また、教員の職務の効率化・事務処理の軽減等のため、校務用の I C T 環境を整備します。

2.2 教育施設の整備

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、引き続き施設の定期的な点検に努めるとともに、計画的に改修・整備を実施します。施設・設備の整備にあたっては、環境教育の視点を取り入れます。

部署名	教育部 生涯学習スポーツ課		
個別計画名	武蔵野市生涯学習計画		
策定年度	平成 22 年度	対象期間	平成 22~31 年度

2 武蔵野市の生涯学習をめぐる現状

■ 武蔵野市の生涯学習関連施策の経緯と現状

(略)

- 平成 23 年の夏には、武蔵境駅南口に、図書館・生涯学習支援・市民活動支援・青少年活動支援および青少年活動支援の各機能を有する武蔵野プレイスを開設し、各種事業の開始を予定しています。武蔵野プレイスの開設により、昭和 60 年の第二期長期計画・第一次調整計画において示された市内 3 駅勢圏に図書館を 1 館ずつ設置する図書館 3 館構想が完成します。

■ 施策概要

基本目標 1 学びを育む基礎づくり

1-1 人それぞれの「学びはじめ」の支援

基本施策 1-1-1 乳幼児教育・家庭教育の支援

市ではこれまでも、保育園や幼稚園において環境教育や食育を実施している他、0123 吉祥寺、0123 はらっぱ、桜堤児童館等、自由来所型の施設においても、子育てに関するさまざまな講習会や講演会の機会を設けてきました。また、保健センターでは「育児」という視点で、乳幼児と保護者を対象とした学習の機会を設けています。

生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である乳幼児期における学びや、個々の家族の家庭教育を支援するために、親と子の絆、家族のふれあいを育む生涯学習事業を実施していきます。なお、市民会館事業については、平成 23 年度の武蔵野プレイス開設に伴い、桜堤児童館等の事業と一体的に調整のうえ、乳幼児対象事業の全市的展開に沿った体系的な事業運営を図ります。

事業(例)	事業概要	主対象	主管課
母と子の教室、親子の広場	子育て応援講座、親子リトミック・わらべうた	幼児 保護者	生涯学習スポーツ課(市民会館)

1-2 誰でも、いつでも、どこでも学べる環境づくり

基本施策 1-2-1 図書館サービスの充実

知の宝庫ともいえる図書館は、市民の学びにとって拠点となる施設です。図書館基本計画の基本計画では、「市民の課題解決を支援し、生涯学習に役立つ多様な情報を提供する」「身近に本のある豊かなライフスタイルを提案する」等の図書館の将来像が提案されています。武蔵野プレイスの開設により実現されることとなる3館構想をさらに推進し、生涯学習の基盤となる図書館施策の充実を図ります。

事業(例) (◎は新規事業)	事業概要	主対象	主管課
◎図書館運営の充実	図書館施設・機能の充実、安心して利用できる図書館環境の構築、質の高いサービスを支える体制の整備	市民	図書館
◎図書館サービスの充実	地域の情報拠点としての情報の蓄積、関係機関と連携したサービスの充実、図書館の活用と情報収集の支援、市民の学びと課題解決の支援、利用者対象別の図書館サービスの充実	市民	図書館

基本施策 1-2-2 武蔵野プレイスにおける機能連携

平成23年に開設される武蔵野プレイスは、さまざまなライフステージに対応した滞在型の図書館、市民相互や各種機関との連携を重視した生涯学習支援、開かれたネットワーク形成を支援する市民活動支援機能、居場所としての役割を担う青少年活動支援機能という4つの機能を有します。それぞれの機能を充実させるとともに各機能を融合させ、新たな事業構築を図ります。また、大学や研究機関・企業、NPO等地域の機関や活動との連携により、多様な事業展開を進めます。

事業(例) (◎は新規事業)	事業概要	主対象	主管課
◎武蔵野プレイスの開設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育機関、企業および施設と連携したコンソーシアム型の講演会・公開講座・シンポジウムの開催 ・武蔵野地域自由大学の運営 ・「地域アーカイブ」システムの構想による市関係映像情報等のデジタル化による保存・継承および共有化 	市民 市民活動 団体 青少年	プレイス開設準備室 図書館 市民協働推進課 児童青少年課 生涯学習スポーツ課

基本目標5 生涯学習社会基盤の強化

基本施策 5-1-4 市民会館等既存施設の有効活用

平成 23 年度の武蔵野プレイス開設に伴い、地域・機能がともに重複する市民会館については、一部の機能を見直し有効活用します。また、市内の公共的施設で行われているその他の生涯学習活動についても、既存施設を有効利用して身近な生涯学習の場を広げていきます。

事業（例）	事業概要	主対象	主管課
市民会館事業の検討	武蔵野プレイスと機能が重なる図書室の発展的解消によるスペースの有効活用	市民	生涯学習スポーツ課
学校施設開放事業	学習、文化、スポーツ等の生涯学習活動のための学校施設貸出し	成人	生涯学習スポーツ課

部署名	教育部 生涯学習スポーツ課		
個別計画名	武蔵野市スポーツ振興計画		
策定年度	平成 21 年度	対象期間	平成 21~30 年度

第3章 基本方針

3 既存資源の有効活用

(1) 既存の施設や場の活用

市内の様々なところで、スポーツができる場が求められています。地域の身近にある公園や歩道、総合体育館や陸上競技場等のスポーツ施設、コミュニティセンターや学校施設なども活用していきます。また、市内の大学や民間企業等の施設とも連携していきます。

①身近な公園などの活用 (★4：重点施策)

身体を動かせるような空間があれば、一人でも簡単なスポーツをすることは可能です。身近な公園での体操や、通勤・通学時のウォーキング、朝夕の散歩など、日常生活でのスポーツへの取組に向けて、公園や歩道などの身近な施設の有効活用を図ります。

【基本施策3(1)①】	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度
身近な公園などの活用	既存事業：事業の拡充→事業内容の検討→実施 新規事業：事業内容の検討→効果的な展開→実施 施	施策の見直し→事業内容の検討

②スポーツ関連施設の活用

地域でスポーツをする場を確保するという視点から、コミュニティセンターや小中学校の施設開放などの更なる有効活用について、検討します。

また、総合体育館や陸上競技場などは、市民のニーズを踏まえた施設の整備や活用を進めていきます。

【基本施策3(1)②】	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度
スポーツ関連施設の活用	既存事業：事業の拡充→事業内容の検討→実施	施策の見直し→事業内容の検討

部署名	教育部 図書館		
個別計画名	武蔵野市図書館基本計画		
策定年度	平成 22 年度	対象期間	平成 22~31 年度

第 4 章

1 図書館施設・機能の充実

施設の改修等を計画的に進め、機能向上を図るとともに、他の公共施設との連携により、身近な場所での図書館サービスの提供を検討します。また、新たな図書館業務システムの導入により図書館運営の効率化を進め、利用者サービスの向上を図ります。

①公共施設を利用した図書館機能の充実

武蔵野プレイスの開館により、武蔵野市内の各駅勢圏に 1 館ずつの図書館を整備する、いわゆる 3 館構想が実現することとなります。

今後の武蔵野市の財政需要等を踏まえると、新たな地域館を整備することは困難な状況ではありますが、さらに高齢化が進むことを想定すれば、図書館から一定の距離がある地域へのサービス提供や、来館が困難な人へのサービスの提供も重要となります。

このため、既存公共施設を活用したサービス窓口の開設やブックポストの整備を進めるとともに、利用困難者等に対する配本サービスや団体貸出制度の充実を図ることで、図書館機能を充実していきます。

武蔵野市公共施設配置の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 第五期基本構想・長期計画の策定にあたり、今後の公共施設の配置の在り方について、庁内での考え方の整理を行うため、武蔵野市公共施設配置の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 今後の公共施設の配置の在り方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が今後の公共施設の配置の在り方を検討するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は企画政策室を担任する副市長の職にある者を、副委員長は都市整備部を担任する副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、平成23年3月31日までとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 検討委員会に、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会長は企画政策室長の職にある者を、副部会長は企画調整課長の職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会は、検討委員会から提示された項目について課題整理を行い、検討委員会に報告する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

職
企画政策室を担任する副市長
都市整備部を担任する副市長
企画政策室長
企画政策室市民協働担当部長
総務部長
財務部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
都市整備部長
教育部長

別表第2 (第7条関係)

職
企画政策室長
企画政策室企画調整課長
企画政策室企画調整課政策調整担当課長
企画政策室市民協働推進課長
財務部財政課長
財務部施設課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課地域支援担当課長
健康福祉部障害者福祉課長

子ども家庭部子ども家庭課長
子ども家庭部児童青少年課長
子ども家庭部保育課長
都市整備部まちづくり推進課長
都市整備部交通対策課長
都市整備部緑化環境センター所長
教育部教育企画課長
教育部生涯学習スポーツ課長
教育部図書館長

今後の公共施設配置のあり方について
～第五期基本構想・長期計画のたたき台～

武蔵野市企画政策室企画調整課

武蔵野市緑町 2-2-28

0422-60-1801